

## 技能実習法に係る東北地区地域協議会の設置要綱

平成 30 年 6 月 26 日

(改正 令和元年 6 月 24 日)

(改正 令和 2 年 6 月 30 日)

(改正 令和 3 年 8 月 17 日)

(改正 令和 4 年 7 月 13 日)

## 1. 目的

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）に係る東北地区地域協議会（以下「地域協議会」という。）は、技能実習生を受け入れている地域ごとに抱えている課題等が異なっている中で、東北地区の出入国在留管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）等が、相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図る仕組みを構築することを目的とする。

## 2. 取組事項等

地域協議会においては、次の事項を行う。

- ① 技能実習制度の適正化に向けた、地域での課題の共有や当該年度に重点的に取り組むべき事項（以下「取組方針」という。）の協議・決定
- ② 技能実習制度の現状を踏まえた、地域での制度運用上の留意点等の把握及び共有
- ③ 技能実習制度の適正化に向けた、国の機関及び地方公共団体の機関、機構との連携の確保及び強化

## 3. 組織

- (1) 地域協議会は、東北地区の都道府県労働局、地方出入国在留管理局、地方農政局、地方経済産業局、地方整備局、地方運輸局、都道府県、都道府県警察本部、機構地方事務所等の実務担当で組織する。
- (2) 地域協議会の構成員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (3) 地域協議会は、必要があると認めるときは、地域協議会に構成員以外の行政機関の者の出席を求めることができる。
- (4) 地域協議会は、必要があると認めるときは、地域協議会に業界団体等の者の出席を求めることができる。

#### 4. 会議の開催等

- (1) 地域協議会は、毎年6月頃に、事務局を担当する機関が所在する都道府県で開催する。また、必要に応じて、臨時に地域協議会を開催することができる。
- (2) やむを得ない事由により地域協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上で、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。
- (3) 地域協議会は非公開とするが、地域協議会の開催後に資料及び議事要旨を公開する。なお、公表すべきでないと地域協議会が認めた資料については、非公開とすることができる。

#### 5. 事務局等

- (1) 地域協議会の事務局は、宮城労働局が担当する。
- (2) その他地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

(別表)

都道府県労働局	地方出入国在留管理局	地方農政局等	地方経済産業局	地方整備局等	地方運輸局等	都道府県及び 都道府県警察本部	外国人技能実習 機構地方事務所
青森労働局労働基準部監督課長 青森労働局職業安定部訓練室長 岩手労働局労働基準部監督課長 岩手労働局職業安定部訓練室長 宮城労働局労働基準部監督課長 宮城労働局職業安定部訓練室長 宮城労働局雇用環境・均等室雇用環境改善・均等推進監理官 秋田労働局労働基準部監督課長 秋田労働局職業安定部訓練室長 山形労働局労働基準部監督課長 山形労働局職業安定部訓練室長 福島労働局労働基準部監督課長 福島労働局職業安定部訓練室長	仙台出入国在留管理局審査部門首席審査官	東北農政局経営・事業支援部経営支援課長	東北経済産業局地域経済部産業人材政策室長  東北経済産業局産業部経営支援課長	東北地方整備局建政部建設産業課長	東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課長  東北運輸局海上安全環境部次席運航労務監理官	青森県警察本部生活安全部生活保安課長 岩手県警察本部生活安全部生活環境課長 宮城県警察本部生活安全部生活環境課長 宮城県警察本部警備部外事課長 秋田県警察本部生活安全部生活環境課長 山形県警察本部生活安全部生活環境課長 福島県警察本部生活安全部生活環境課長  青森県商工労働部労政・能力開発課長 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室長 宮城県経済商工観光部産業人材対策課長 秋田県産業労働部雇用労働政策課長 山形県産業労働部雇用・産業人材育成課長 福島県商工労働部産業人材育成課長	仙台事務所長

# 外国人技能実習制度 の現状等について



令和4年7月13日  
厚生労働省・宮城労働局

# 1. 技能実習制度の現状

# 日本で就労する外国人のカテゴリー（総数 172.7万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

## ①就労目的で在留が認められる者 約39.5万人

（いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」）

- ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

## ②身分に基づき在留する者 約58.0万人

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

- ・これらの在留資格は、在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

## ③技能実習 約35.2万人

- ・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
- ・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった。

## ④特定活動 約6.6万人

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）

- ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

## ⑤資格外活動（留学生のアルバイト等） 約33.5万人

- ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野(注)の各業務従事者

（注）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

※ 外国人雇用状況の届出状況（令和3年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条）。なお、「外交」、「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

# 東北で就労する外国人の 카테고리 (総数38,686人の内訳)

	東北6県計	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島
①就労目的で在留が認められる者	6,233 (13.0)	617 (12.8)	654 (28.5)	2,504 (10.7)	420 (14.8)	575 (4.5)	1,463 (14.3)
②身分に基づき在留する者	8,919 (6.4)	588 (9.7)	1,074 (4.6)	2,384 (6.1)	561 (9.8)	1,429 (7.2)	2,883 (5.8)
③技能実習	16,005 (▲15.4)	2,256 (▲12.3)	2,831 (▲16.9)	3,919 (▲11.2)	1,074 (▲20.7)	2,175 (▲17.6)	3,750 (▲17.1)
④特定活動	1,135 (59.2)	159 (4.6)	253 (145.6)	304 (83.1)	24 (60.0)	91 (28.2)	304 (47.6)
⑤資格外活動	6,394 (▲6.7)	240 (▲6.3)	413 (13.8)	4,303 (▲8.7)	154 (▲0.6)	157 (6.1)	1,127 (▲7.6)
計	38,686 (▲4.2)	3,860 (▲5.0)	5,225 (▲3.4)	13,414 (▲2.8)	2,233 (▲7.0)	4,427 (▲6.7)	9,527 (▲4.3)

※ 各県労働局作成「外国人雇用状況届の届出状況(令和3年10月末現在)」による。  
 ※ ( )は前年同月比。他に青森、宮城で不明が1人あり。

# 東北で就労する外国人のカテゴリー(国籍別)

	東北6県計	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島
ベトナム	14,131 (36.5)	1,976 (51.2)	1,871 (35.8)	4,496 (33.5)	707 (31.7)	1,721 (38.9)	3,360 (35.3)
中国	6,992 (18.1)	591 (15.3)	1,018 (19.5)	2,435 (18.2)	438 (19.6)	968 (21.9)	1,542 (16.2)
フィリピン	4,856 (12.6)	365 (9.5)	901 (17.2)	914 (6.8)	485 (21.7)	519 (11.7)	1,672 (17.6)
ネパール	2,775 (7.2)	125 (3.2)	124 (2.4)	1,736 (12.9)	27 (1.2)	68 (1.5)	695 (7.3)
インドネシア	1,614 (4.2)	129 (3.3)	244 (4.7)	658 (4.9)	72 (3.2)	180 (4.1)	331 (3.5)
韓国	1,167 (3.0)	73 (1.9)	75 (1.4)	456 (3.4)	47 (2.1)	291 (6.6)	225 (2.4)
その他	7,151 (18.5)	601 (15.6)	992 (19.0)	2,719 (20.3)	457 (20.5)	680 (15.4)	1,702 (17.9)

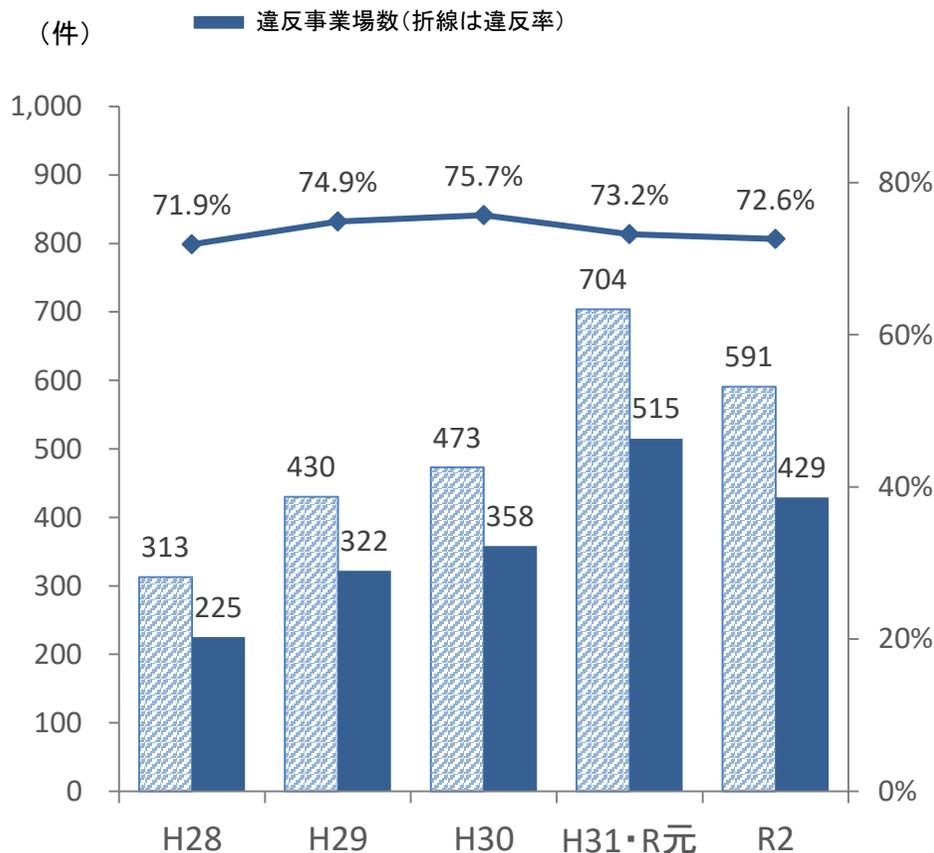
※ 各県労働局作成「外国人雇用状況届の届出状況(令和3年10月末現在)」による。  
 ※ ( )は外国人労働者総数に対する当該国籍の者の比率。

# 東北地区における外国人技能実習生の実 習実施機関に対する監督指導、送検等の 状況（令和2年）

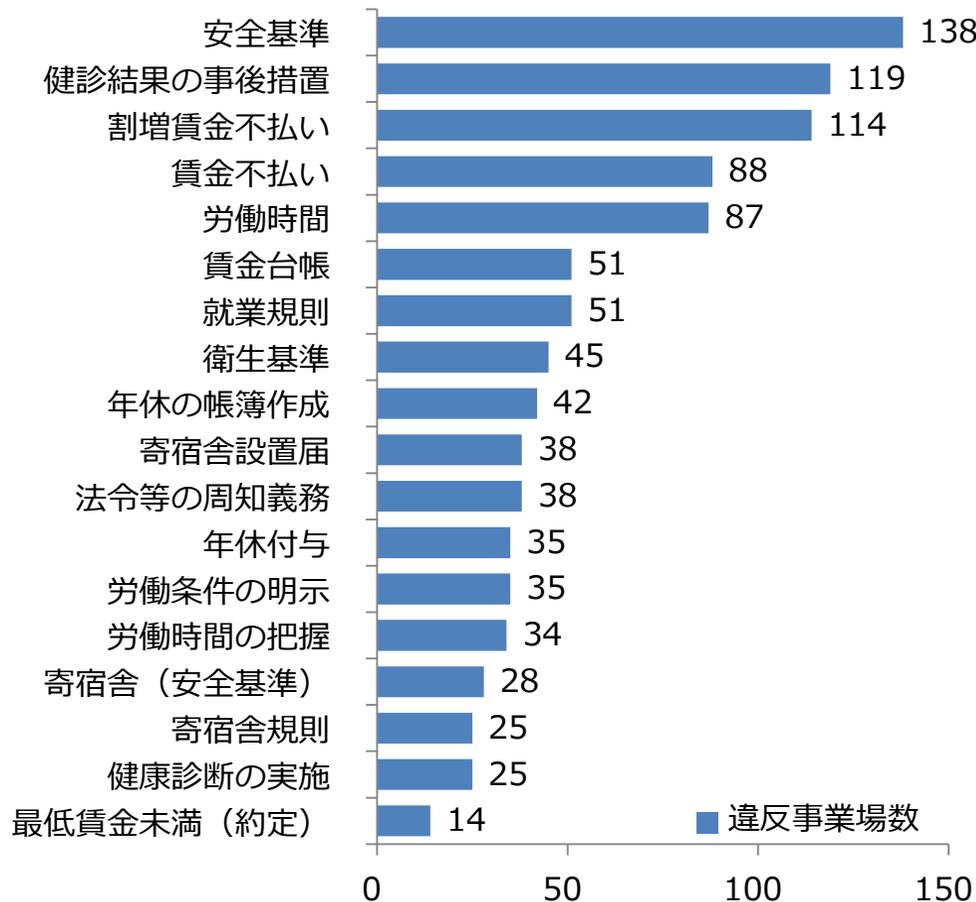
# 1 監督指導状況

(1) 東北地区の労働基準監督機関において、実習実施機関に対して591件の監督指導を実施し、その72.6%に当たる429件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



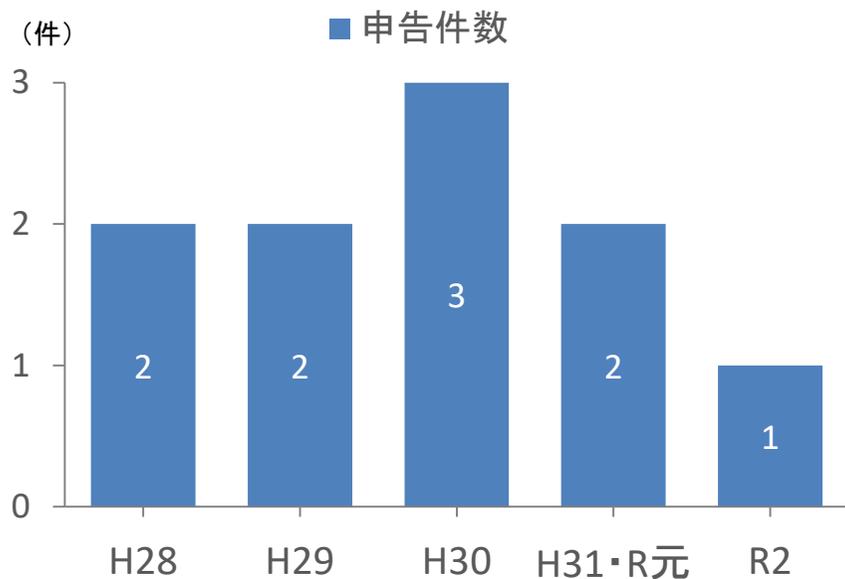
(2) 主な違反事項は、①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（32.2%）、②健康診断結果の医師の意見聴取（27.7%）、③割増賃金の不払い（26.6%）、④賃金不払い（20.5%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

## 2 申告状況

- (1) 技能実習生から東北地区の労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は、令和2年度において1件であった。

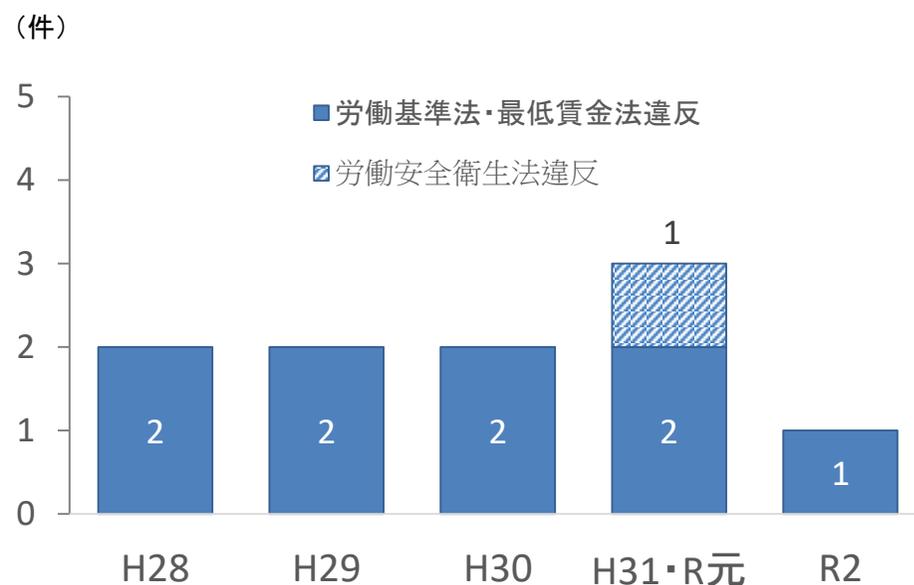


- (2) 主な申告内容は、労働基準法違反である。

<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上している  
ので、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。

## 3 送検状況

- (1) 技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、東北地区の労働基準監督機関が送検した件数は令和2年度において1件（労働基準法違反1件）であった。

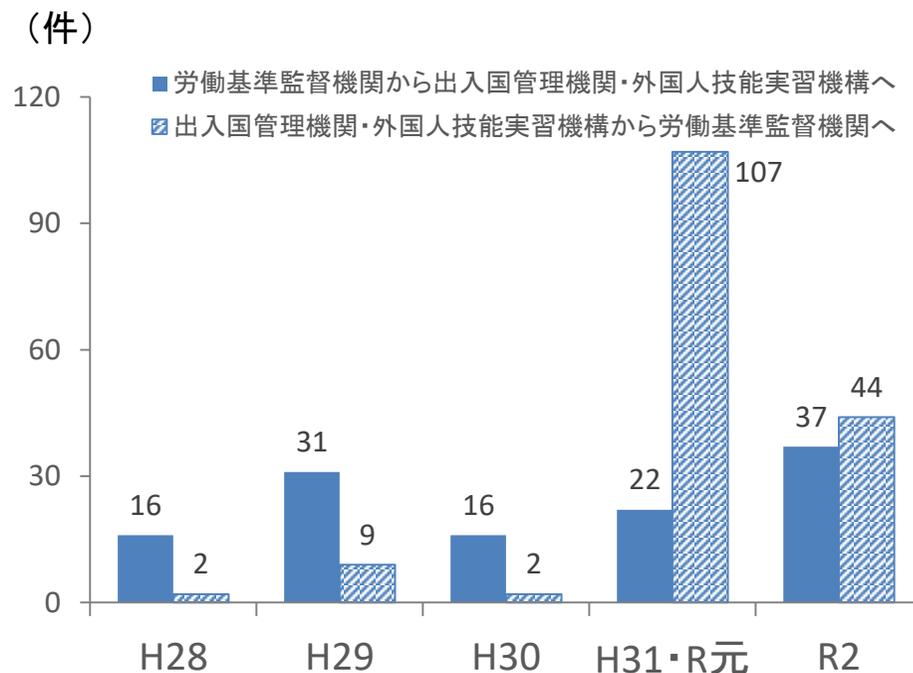


- (2) 主な違反条文は、労基法第32条（長時間労働）、労基法第37条（割増賃金不払い）である。

## 4 労働基準監督機関と出入国管理機関との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国管理機関が、その監督等の結果を相互に通報している。
- (2) 東北地区の労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報（※1）した件数は37件、出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は44件である。

- ※1 労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報する事案  
労働基準監督機関において実習実施機関に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
- ※2 出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報する事案  
管理機関において実習実施機関を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案
- ※3 平成31年・令和元年については法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案を含む。

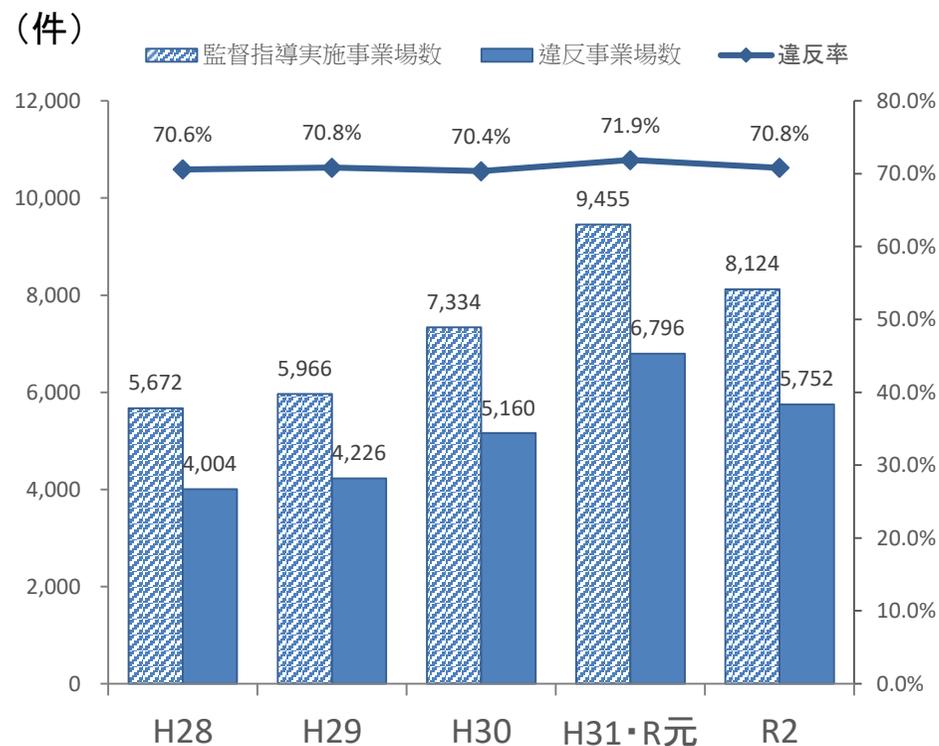


- (3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関から通報を受けた実習実施機関については、監督指導等を実施している。
- (4) 強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関との合同監督・調査を行うこととしている。

# (参考) 全国の状況

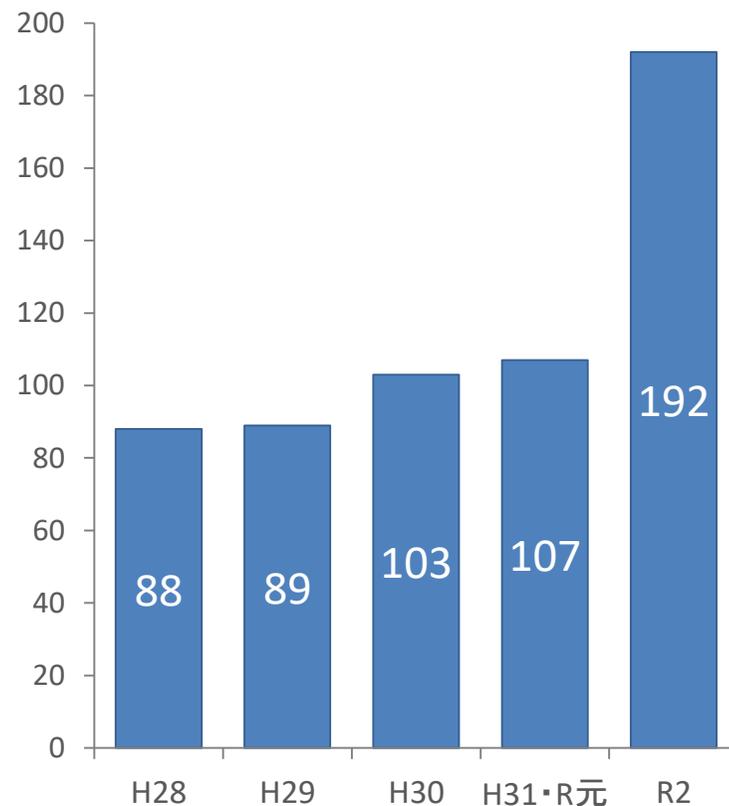
## 1 監督指導状況

全国で8,124件の監督指導を実施し、その70.8%に当たる5,752件で労働基準関係法令違反が認められた。



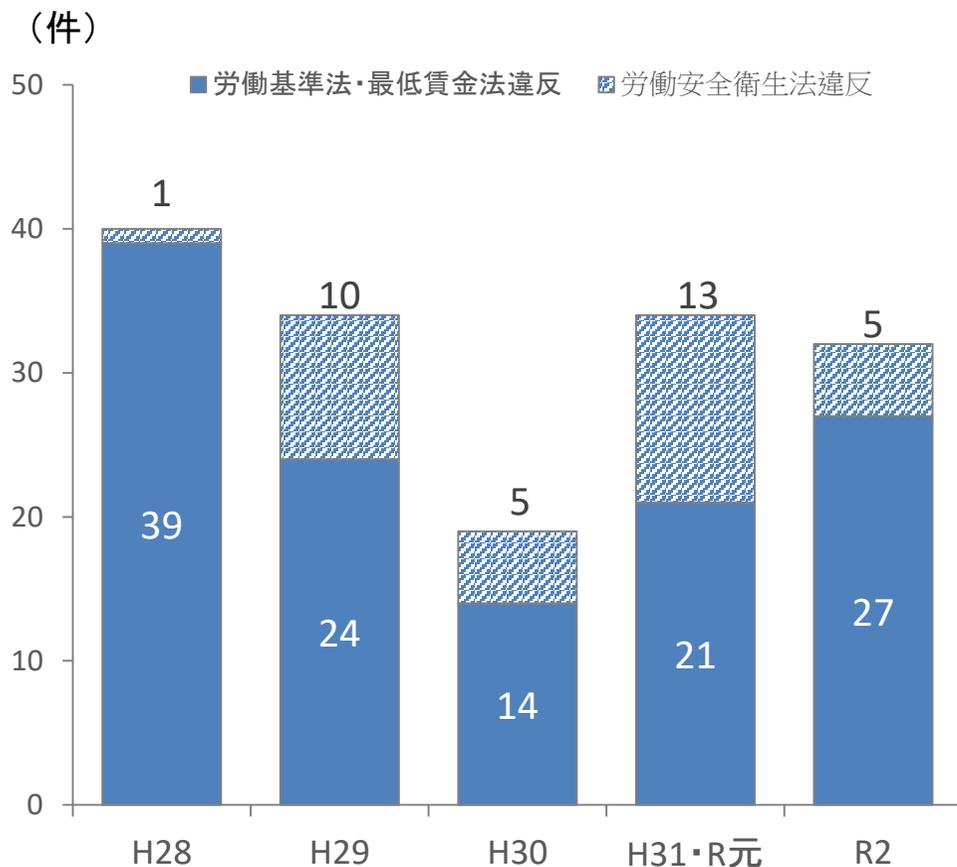
## 2 申告状況

(件)

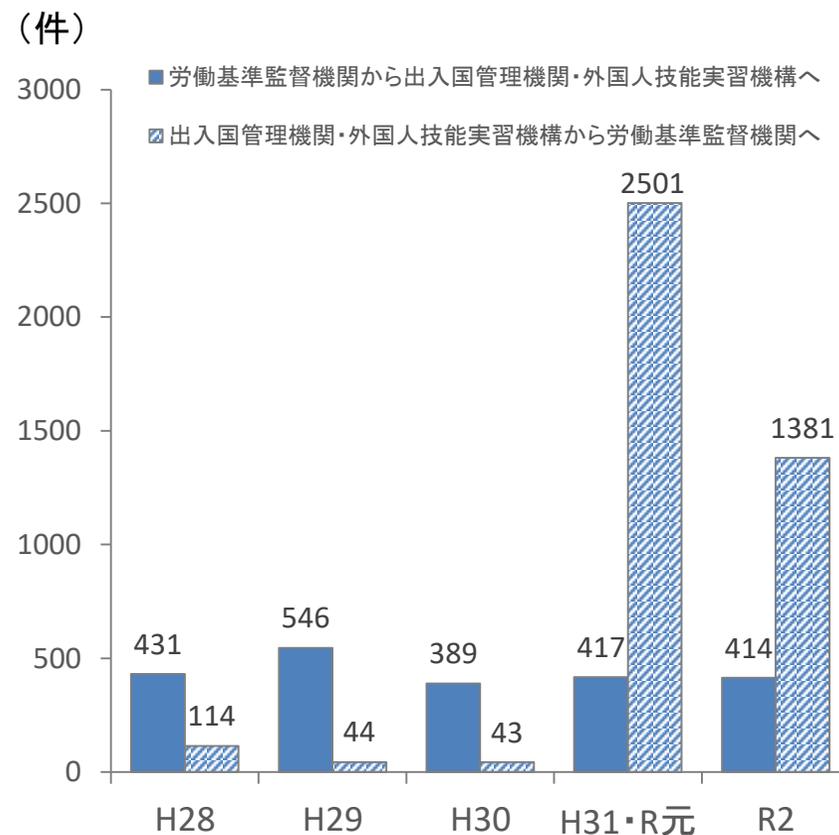


## (参考) 全国の状況

### 3 送検状況



### 4 労働基準監督機関と出入国管理機関・外国人技能実習機構との相互通報状況



# 東北地区地域協議会資料

- 【資料1】 技能実習生の失踪者数の推移（平成25年～令和3年）
- 【資料2】 職種別・技能実習生失踪者数（平成29年～令和3年）
- 【資料3】 外国人技能実習生の失踪を発生させないために
- 【資料4】 失踪者の発生が著しい送り出し機関からの技能実習生の新規受け入れ停止措置について
- 【資料5】 技能実習生の在留申請の新たな取扱いについて
- 【資料6】 職種・作業別在留技能実習生数

仙台出入国在留管理局

## 技能実習生の失踪者数の推移(平成25年～令和3年)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089	9,052	8,796	5,885	7,167
ベトナム	828	1,022	1,705	2,025	3,751	5,801	6,105	3,741	4,772
中国	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594	1,537	1,330	964	896
カンボジア	-	-	58	284	656	758	462	494	667
ミャンマー	7	107	336	216	446	345	347	250	447
インドネシア	114	276	252	200	242	339	307	240	208
タイ	64	50	34	37	95	82	61	62	74
フィリピン	52	56	88	91	89	65	85	48	47
モンゴル	39	29	36	31	31	38	42	36	31
バングラデシュ	-	-	-	-	-	19	17	13	1
ラオス	-	-	-	-	-	14	16	3	8
その他	149	242	178	187	185	54	24	34	16

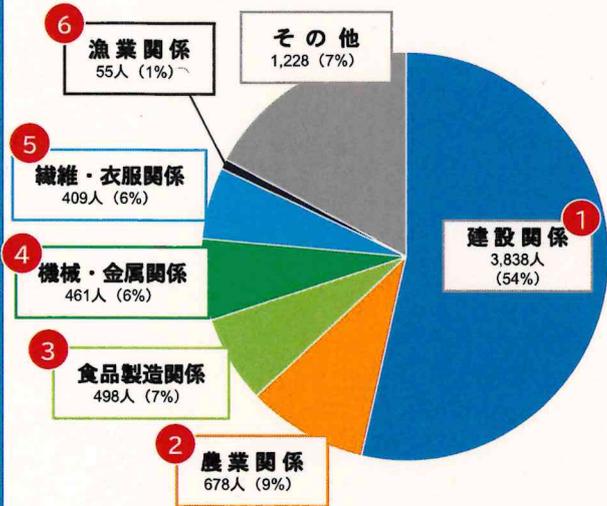
(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したものである(技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。)

(注2) 「カンボジア」は平成27年分から、「バングラデシュ」及び「ラオス」は平成30年分から集計方法を見直したため計上が可能となったものである(それ以前の「カンボジア」、「バングラデシュ」及び「ラオス」の数値については、「その他」として集計していたため計上できない。)

# 技能実習生の失踪者数に関する各種統計

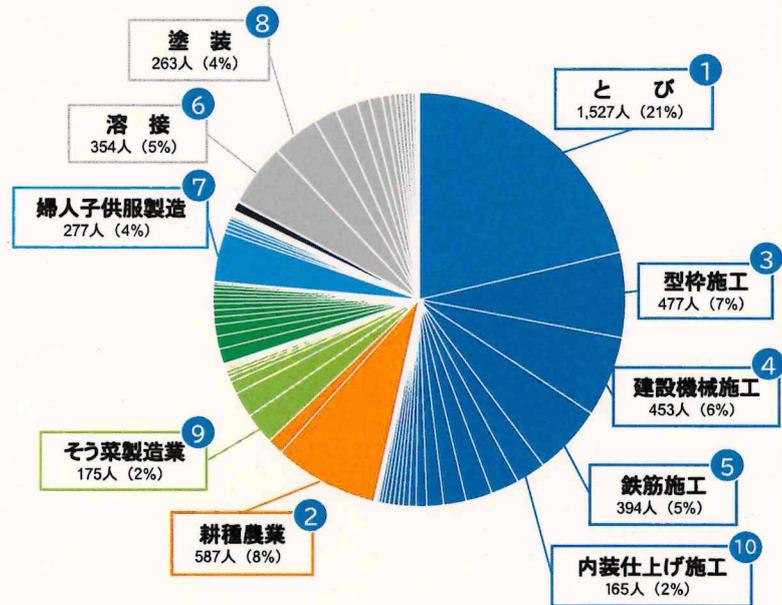
技能実習生失踪者数（7, 167人）の内訳（令和3年）

業種別



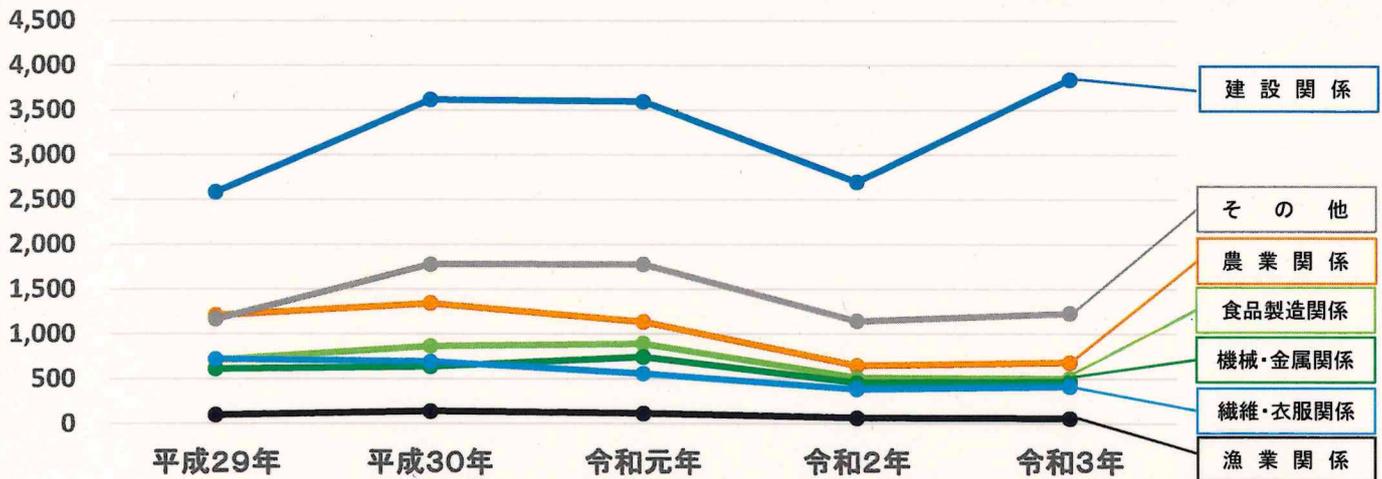
(注) 上図の「その他」には、非移行対象職種が含まれる。

職種別



(注) 上位10職種について記載。

## 業種別・技能実習生失踪者数の推移（平成29年～令和3年）



	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
建設関係	2,582	3,615	3,592	2,693	3,838
農業関係	1,207	1,342	1,132	645	678
食品製造関係	711	861	890	507	498
機械・金属関係	609	634	741	454	461
繊維・衣服関係	718	689	556	381	409
漁業関係	95	136	112	62	55
その他	1,167	1,775	1,773	1,143	1,228

(注) 上図の「その他」には、非移行対象職種が含まれる。

職種別・技能実習生失踪者数(令和3年)

	番号	職種	人数
農業関係	1	耕種農	587
	2	畜産農	91
		小計	678
漁業関係	3	漁船漁	5
	4	養殖	50
		小計	55
建設関係	5	土木	10
	6	建築板金	60
	7	冷凍空気調和機器施工	25
	8	建築器具製作	6
	9	建築大工	157
	10	型枠施工	477
	11	鉄筋施工	394
	12	とび	1,527
	13	石材施工	18
	14	土木張り	32
	15	かわらぶき	26
	16	左官	94
	17	配管	125
	18	絶縁施工	28
	19	内装仕上げ施工	165
	20	サッシ施工	15
	21	防水施工	149
	22	コンクリート圧送施工	40
	23	ウエルポイント施工	2
	24	表装	26
25	建設機械施工	453	
26	築炉	9	
		小計	3,838
食品製造関係	27	缶詰巻	9
	28	食鳥処加工	29
	29	加熱性水産加工食品製造	70
	30	非加熱性水産加工食品製造	144
	31	水産練り製品製造	11
	32	牛豚食肉処加工	19
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	11
	34	パン	21
	35	そう菜製造	175
	36	農産物漬物製造	3
37	医療・福祉施設給食製造	6	
		小計	498
繊維・衣服関係	38	紡績	9
	39	織布	24
	40	染色	5
	41	ニット製品製造	11
	42	たて編ニット生地製造	3
	43	婦人子供服製造	277
	44	紳士服製造	19
	45	下着類製造	6
	46	寝具製造	7
	47	帆布製品製造	0
	48	帆布製品製造	20
49	布はく縫製	5	
50	座席シート縫製	23	
		小計	409
機械・金属関係	51	鑄造	44
	52	鍛造	1
	53	ダイカスト	11
	54	機械加工	73
	55	金属プレス加工	63
	56	鉄工	84
	57	工場板金	23
	58	めっき	21
	59	アルミニウム陽極酸化処理	1
	60	仕上	25
	61	機械検査	36
	62	機械保全	24
	63	電子機器組立て	38
	64	電気機器組立て	14
	65	ブリット配線板製造	3
		小計	461
その他	66	家具製作	32
	67	印刷	22
	68	製本	8
	69	プラスチック成形	122
	70	強化プラスチック成形	27
	71	塗装	263
	72	溶接	354
	73	工業包装	132
	74	紙器・段ボール箱製造	26
	75	陶磁器工業製品製造	5
	76	自動車整備	43
	77	ビルクリーニング	74
	78	介護	23
	79	リネンサブライ	16
80	コンクリート製品製造	9	
81	宿泊	0	
82	RF製品製造	0	
83	鉄道施設保守整備	0	
84	ゴム製品製造	0	
		小計	1,158
社内検定型	85	空港グラウンドハンドリング	0
非移行対象職種	86	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	72
		合計	7,167

職種別・技能実習生失踪者数(令和2年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種農	544	
	2	畜産農	101	
		小計	645	
漁業関係	3	漁船漁	8	
	4	養殖	54	
		小計	62	
建設関係	5	土木	5	
	6	建築	44	
	7	冷凍空調機器施工	17	
	8	建築器具製作	3	
	9	建築大工	126	
	10	型枠工	312	
	11	鉄筋工	313	
	12	とび	979	
	13	石材施工	16	
	14	タイル張り	26	
	15	かわらぶき	22	
	16	左官	82	
	17	配管	110	
	18	絶縁施工	11	
	19	内装仕上げ施工	131	
	20	サッシ施工	13	
	21	防水施工	106	
	22	コンクリート圧送施工	34	
	23	ウエルポイント施工	0	
	24	表装	14	
	25	建設機械施工	322	
	26	築炉	7	
		小計	2,693	
	食品製造関係	27	缶詰巻締	6
		28	食鳥処理加工	30
		29	加熱性水産加工食品製造	60
30		非加熱性水産加工食品製造	147	
31		水産練り製品製造	16	
32		牛豚食肉処理加工	29	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	20	
34		パン製造	16	
35		そいう菜製造	180	
36		農産物漬物製造	3	
37	医療・福祉施設給食製造	0		
	小計	507		
繊維・衣服関係	38	紡績	18	
	39	織布	20	
	40	染色	10	
	41	ニット製品製造	14	
	42	たて編ニット生地製造	4	
	43	婦人子供服製造	249	
	44	紳士服製造	18	
	45	下着類製造	4	
	46	寝具製作	2	
	47	カーペット製造	1	
	48	帆布製品製造	14	
	49	布はく縫製	4	
	50	座席シート縫製	23	
	小計	381		
機械・金属関係	51	鋳造	36	
	52	鍛造	0	
	53	ダイカスト	9	
	54	機械加工	78	
	55	金属プレス加工	71	
	56	鉄工	58	
	57	工場板金	29	
	58	めっき	15	
	59	アルミニウム陽極酸化処理	4	
	60	仕上げ	17	
	61	機械検査	32	
	62	機械保全	23	
	63	電子機器組立て	59	
	64	電気機器組立て	16	
	65	プリント配線板製造	7	
	小計	454		
その他	66	家具製作	23	
	67	印刷	9	
	68	製本	11	
	69	プラスチック成形	114	
	70	強化プラスチック成形	8	
	71	塗装	212	
	72	溶接	281	
	73	工業包装	101	
	74	紙器・段ボール箱製造	30	
	75	陶磁器工業製品製造	6	
	76	自動車整備	27	
	77	ピルクリン	53	
	78	介護	7	
	79	ネットサブライ	17	
	80	コンクリート製品製造	0	
	81	宿泊	0	
	小計	899		
社内検定型	82	空港グラウンドハンドリング	0	
非移行対象職種	83	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	244	
		合計	5,885	

職種別・技能実習生失踪者数(令和元年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種農業	924	
	2	畜産農業	208	
		小計	1,132	
漁業関係	3	漁船漁業	15	
	4	養殖業	97	
		小計	112	
建設関係	5	さく井	6	
	6	建築板金	39	
	7	冷凍空調機器施工	23	
	8	建築器具製作	13	
	9	建築大工	144	
	10	型枠施工	487	
	11	鉄筋施工	371	
	12	とび	1,420	
	13	石材施工	16	
	14	タイル張り	43	
	15	かわらぶき	22	
	16	左官	100	
	17	配管	138	
	18	熱絶縁施工	15	
	19	内装仕上げ施工	137	
	20	サッシ施工	15	
	21	防水施工	147	
	22	コンクリート圧送施工	47	
	23	ウエルポイント施工	0	
	24	表装	23	
	25	建設機械施工	386	
	26	築炉	0	
			小計	3,592
	食品製造関係	27	缶詰巻締	6
		28	食鳥処理加工業	51
		29	加熱性水産加工食品製造業	155
30		非加熱性水産加工食品製造業	257	
31		水産練り製品製造業	25	
32		牛豚食肉処理加工業	46	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造業	29	
34		パン製	40	
35		そいう菜製造業	276	
36		農産物漬物製造業	5	
		小計	890	
繊維・衣服関係	37	紡績運転	15	
	38	織布運転	22	
	39	染色	11	
	40	ニット製品製造	5	
	41	たて編ニット生地製	4	
	42	婦人子供服製	397	
	43	紳士服製	25	
	44	下着類製	9	
	45	寝具製作	18	
	46	カーベット製	3	
	47	帆布製品製	19	
48	布はく縫製	7		
49	座席シート縫製	21		
		小計	558	
機械・金属関係	50	鑄造	57	
	51	鍛造	0	
	52	ダイカス	15	
	53	機械加工	156	
	54	金属プレス加工	115	
	55	鉄工	77	
	56	工場板金	45	
	57	めっき	35	
	58	アルミニウム陽極酸化処理	5	
	59	仕上	29	
	60	機械検査	30	
	61	機械保全	38	
	62	電子機器組立て	116	
	63	電気機器組立て	20	
	64	プリント配線板製	3	
		小計	741	
その他	65	家具製	42	
	66	印刷	22	
	67	製本	20	
	68	プラスチック成形	186	
	69	強化プラスチック成形	16	
	70	塗装	318	
	71	溶接	416	
	72	工業包装	108	
	73	紙器・段ボール箱製造	26	
	74	陶磁器工業製品製	5	
	75	自動車整備	33	
	76	ビルクリーニング	37	
	77	介護	3	
	78	リネンサブライ	20	
		小計	1,252	
非移行対象職種	79	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	521	
		合計	8,798	

職種別・技能実習生失踪者数(平成30年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種業	1,142	
	2	畜産業	200	
		小計	1,342	
漁業関係	3	漁業	16	
	4	養殖業	120	
		小計	136	
建設関係	5	土木	8	
	6	建築板金	32	
	7	冷凍空気調和機器施工	23	
	8	建築器具製作	8	
	9	建築大工	143	
	10	型枠施工	525	
	11	鉄筋施工	412	
	12	とび	1,389	
	13	石材施工	16	
	14	タイル張り	36	
	15	かわらぶき	30	
	16	左官	125	
	17	配管	126	
	18	絶縁施工	19	
	19	内装仕上げ施工	155	
	20	サッシ施工	14	
	21	防水施工	158	
	22	コンクリート圧送施工	43	
	23	ウエルポイント施工	0	
	24	表装	21	
	25	建設機械施工	332	
	26	築炉	0	
			小計	3,615
	食品製造関係	27	缶詰巻締	6
		28	食鳥処理加工業	58
		29	加熱性水産加工食品製造業	177
30		非加熱性水産加工食品製造業	287	
31		水産練り製品製造業	10	
32		牛豚食肉処理加工業	54	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造業	33	
34		パン製	25	
35		そう菜製	211	
			小計	861
繊維・衣服関係	36	紡績運転	21	
	37	織布運転	27	
	38	染色	13	
	39	ニット製品製	7	
	40	たて編ニット生地製	2	
	41	婦人子供服製	504	
	42	紳士服製	28	
	43	下着類製	4	
	44	寝具製	7	
	45	力一ベット製	3	
	46	帆布製品製	45	
	47	帆布はく縫	7	
48	座席シート縫	21		
		小計	689	
機械・金属関係	49	鋳造	59	
	50	鍛造	3	
	51	ダイカスト	12	
	52	機械加工	107	
	53	金属プレス加工	124	
	54	鉄工	82	
	55	工場板金	22	
	56	めっき	23	
	57	アルミニウム陽極酸化処理	1	
	58	仕上げ	23	
	59	機械検査	31	
	60	機械保全	41	
	61	電気機器組立	94	
	62	電気機器組立	8	
	63	プリント配線板製	4	
		小計	634	
その他	64	家具製	37	
	65	印刷	18	
	66	製本	23	
	67	プラスチック成形	155	
	68	強化プラスチック成形	13	
	69	塗装	300	
	70	溶接	405	
	71	工業包装	137	
	72	紙器・段ボール箱製	15	
	73	陶磁器工業製品製	2	
	74	自動車整備	16	
	75	ビルクリーニング	36	
		小計	1,157	
非移行対象職種	76	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	618	
		合計	9,052	

職種別・技能実習生失踪者数(平成29年)

	番号	職 種	人数	
農業関係	1	耕 種 農 業	1,038	
	2	畜 産 農 業	169	
		小計	1,207	
漁業関係	3	漁 船 漁 業	2	
	4	養 殖 漁 業	93	
		小計	95	
建設関係	5	さ 建 築 板 井	5	
	6	凍 空 気 調 和 機 器 施 工	17	
	7	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	17	
	8	建 築 具 製 作 工	11	
	9	建 築 大 工	90	
	10	型 枠 施 工	408	
	11	鉄 筋 施 工	328	
	12	と び	894	
	13	石 材 施 工	21	
	14	タ イ ル 張 り	41	
	15	か わ ら ぶ	35	
	16	左 官	75	
	17	配 管	90	
	18	熱 絶 縁 施 工	14	
	19	内 装 仕 上 げ 施 工	134	
	20	サ ッ シ 施 工	7	
	21	防 水 施 工	97	
	22	コ ン ク リ ー ト 圧 送 施 工	42	
	23	ウ エ ル ポ イ ン ト 施 工	0	
	24	表 装	5	
	25	建 設 機 械 施 工	251	
	26	築 炉	0	
			小計	2,582
	食品製造関係	27	缶 詰 巻 締	10
		28	食 鳥 処 理 加 工 業	51
		29	加 熱 性 水 産 加 工 食 品 製 造 業	149
30		非 加 熱 性 水 産 加 工 食 品 製 造 業	272	
31		水 産 練 り 製 品 製 造 業	31	
32		牛 豚 食 肉 処 理 加 工 業	22	
33		ハ ム ・ ソ ー セ ー ジ ・ ベ ー コ ン 製 造 業	28	
34		パ ン 製 造 業	25	
35		惣 菜 製 造 業	123	
			小計	711
繊維・衣服関係	36	紡 績 運 転	13	
	37	織 布 運 転	13	
	38	染 色	4	
	39	ニ ッ ト 製 品 製 造 業	13	
	40	た て 編 ニ ッ ト 生 地 製 造 業	3	
	41	婦 人 子 供 服 製 造 業	578	
	42	紳 士 服 製 造 業	30	
	43	下 着 類 製 造 業	6	
	44	寝 具 製 作 業	8	
	45	力 一 ベ ッ ト 製 造 業	2	
	46	帆 布 製 品 製 造 業	33	
	47	布 座 席 は く 縫 製 業	4	
	48	座 席 シ ー ト 縫 製 業	11	
		小計	718	
機械・金属関係	49	鑄 造	50	
	50	鍛 造	6	
	51	ダ イ カ ス ト	7	
	52	機 械 加 工	107	
	53	金 属 プ レ ス 加 工	116	
	54	鉄 工	70	
	55	工 場 板 金	28	
	56	め っ き	16	
	57	ア ル ミ ニ ウ ム 陽 極 酸 化 処 理	3	
	58	仕 上 げ	19	
	59	機 械 検 査	24	
	60	機 械 保 全	28	
	61	電 子 機 器 組 立 て	114	
	62	電 気 機 器 組 立 て	20	
	63	プ リ ン ト 配 線 板 製 造	1	
		小計	609	
その他	64	家 具 製 作	37	
	65	印 刷	19	
	66	製 本	19	
	67	プ ラ ス チ ッ ク 成 形	186	
	68	強 化 プ ラ ス チ ッ ク 成 形	6	
	69	塗 装	209	
	70	溶 接	290	
	71	工 業 包 装 装	63	
	72	紙 器 ・ 段 ボ ー ル 箱 製 造	16	
	73	陶 磁 器 工 業 製 品 製 造	0	
	74	自 動 車 整 備	4	
	75	ビ ル ク リ ー ニ ン グ	5	
	76	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	313	
		小計	1,167	
		合計	7,089	



## 外国人技能実習生の失踪を発生させないために

### 失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

### 失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

**○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらうことが必要です。**

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

**○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。**

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

**○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。**

**○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。**

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

### 広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

- 技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



## 概要

- 出入国在留管理庁が、令和元年11月に公表した「失踪技能実習生を減少させるための施策」に基づき、失踪者の発生が著しい送出国に関する5機関について、改善が認められるまでの一定期間、新規の技能実習生の受入れを停止するもの

## 措置の内容等

- 失踪者の発生数、失踪率等を基に、失踪者の発生が著しいと認められるベトナムの送出国5機関を通報
- うち4機関を送出国とする技能実習計画認定申請（国内移行ケースを除く。）、監理団体許可申請等について、技能実習法令に定める「外国の送出国の要件」に適合しないことから、少なくとも6か月間、不認定、不許可等とし、新規の受入れを認めない
- うち1機関（SONG HONG）は、送出国において調査中であり、本措置とは別に、期間の定めなく、受入れ停止となっている

## 通報機関

- ① HOA BINH IMPORT-EXPORT JOINT STOCK COMPANY (HOGAMEX)
- ② Thai Nguyen Import Export Joint Stock Company (Batimex)
- ③ MH Vietnam Investment Promotion Joint Stock Company (MH VIET NAM.,JSC)
- ④ International ITC Joint Stock Company (ITC)
- ⑤ Song Hong International Human Resource and Trading Joint Stock Company (SONG HONG HR.,JSC)

## 実施日等

- 令和3年6月18日 外国人技能実習機構からベトナム政府に通報。同機構HPで措置公表
- 同年 8月18日 措置開始

# 技能実習生の在留諸申請の新たな取扱いについて

## 現状の取扱い

(新型コロナウイルス感染症の影響による取扱い)

### ① 本国への帰国が困難な方

⇒ 「特定活動（6か月・就労可）」又は「特定活動（6月・就労不可）」への在留資格変更が可能

従前と同一の業務又は従前と同一の業務に係る業務で就労する場合に就労が認められるもの

※ 「特定活動（6か月・就労不可）」又は「短期滞在」等であって、本邦での生計維持が困難な場合は、資格外活動（週28時間以内を付与

※ 帰国できない事情が継続している場合は、更新も可能

### ② 技能検定等の受検ができなため次段階の技能実習へ移行できない方

⇒ 「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能

※ 受検・移行ができるようになるまでの間

### ③ 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難又は帰国が困難となり特定技能への移行を希望する方

⇒ 「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能

特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野（介護、農業等の14分野）で就労が認められるもの

### ④ 「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

⇒ 「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能

※ 「技能実習3号」を修了される方も対象であったもの

## 今後の取扱い

1. 帰国困難の「特定活動（6か月・就労可又は就労不可）」を付与されていた方で現に有する在留期限が令和4年6月30日以降の方

a) 特定活動で在留している方 → 「特定活動（4か月）」の更新許可

b) 短期滞在で在留している方 → 「短期滞在（90日）」の更新許可

注1) 現在許可されている範囲において引き続き就労できます。

注2) 帰国困難を理由とする在留許可は今回限りとなります。今回許可された期間内に帰国準備を進めてください。

注3) 上記の許可に係る在留期間を満了した場合には、在留期間の更新は認められません。

2. 新たに帰国困難を理由として在留を希望する方

令和4年11月1日までに現に有する在留資格の在留期限が満了する場合には限り、上記1.の「今回限り」の措置を認めます。

### ② 技能検定等の受検ができなため次段階の技能実習へ移行できない方

特段変更はありません。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響にかかわらず、自己の責めに帰すべき事情によらず技能検定等の受検が困難な方は引き続き対象となりますので、最寄りの地方入管へご相談ください。

### ③ 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難又は帰国が困難となり特定技能への移行を希望する方

1. 元技能実習生で「特定活動（最大1年）」を付与されていた方で現に有する在留資格が令和4年6月30日以降の方

⇒ 「特定活動（4か月・就労可）」の更新許可（今回限り）

2. 新たに技能実習の継続が困難又は帰国困難を理由として在留を希望する方

令和4年11月1日までに現に有する在留資格の在留期限が満了する場合には限り、「特定活動（最大1年）」への在留資格変更許可（今回限り）

### ④ 「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

特段変更はありません。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響にかかわらず、「特定技能」への移行の準備が整っていない方は引き続き対象となります。

[https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10\\_00025.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00025.html)



# 外国人技能実習機構業務の概況

令和4年5月

外国人技能実習機構

# 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

### 1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為等**について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、**技能実習生の保護**等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請等**を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
  - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
  - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
  - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
  - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

### 2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

### 3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

## 施行日

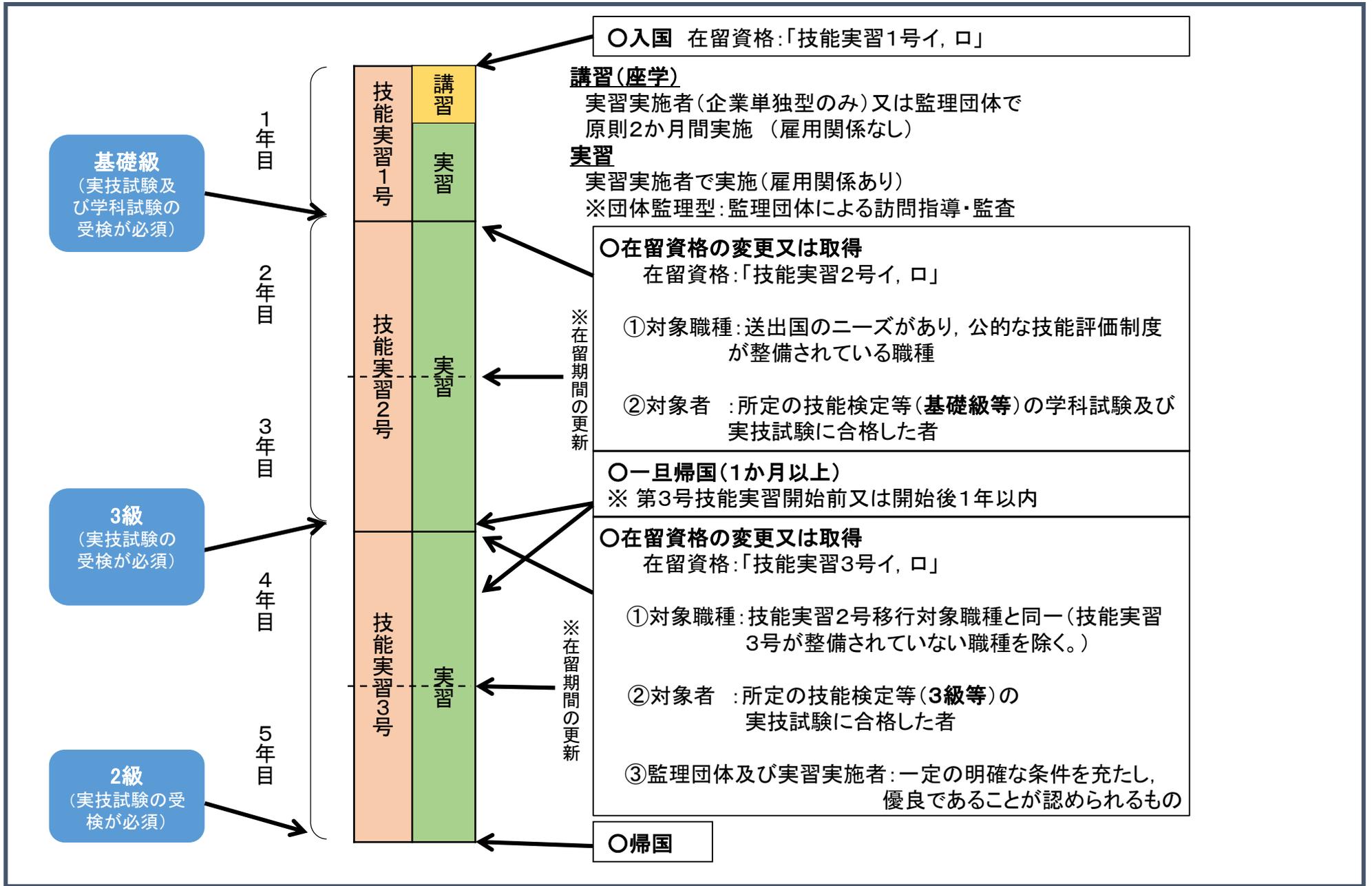
平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日  
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

# 技能実習の流れ（入国～帰国まで）



# 技能実習制度

# 移行対象職種・作業一覧 (86職種158作業)

## 1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業●	果 樹
	養 豚
	養 鶏
	酪 農

## 2 漁業関係 (2職種10作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業△
	養殖業●

## 3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
	内外装板金
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左 官	左 官
配 管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表 装	
建設機械施工●	押土・整地
	積込み
	掘 削
	締固め
築 炉	築 炉

(注1) ●の職種：技能実習評価試験に係る職種

(注2) △のない職種・作業は3号まで実習可能。

## 4 食品製造関係 (11職種18作業)

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
	食鳥処理加工業●
加熱性水産加工	食鳥処理加工
	食品製造業●
非加熱性水産加工	節類製造
	加熟乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
	塩蔵品製造
	乾製品製造
食品製造業●	発酵食品製造
	調理加工品製造
	生食用加工品製造
	かまぼこ製品製造
水産練り製品製造	水産練り製品製造
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

## 5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
織布運転●	合ねん糸工程
	準備工程
	製織工程
染 色	仕上工程
	糸浸染
ニット製品製造	織物・ニット浸染
	靴下製造
たて編ニット生地製造●	丸編みニット製造
	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服製造
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

## 6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
鋳 造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛 造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
機械加工	ゴールドチャンパダイカスト
	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき

## 6 機械・金属関係 (続き)

(令和4年4月25日時点)

職種名	作業名
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
	治工具仕上げ
仕上げ	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
プリント配線板製造	回転電機巻線製作
	プリント配線板設計
	プリント配線板製造

## 7 その他 (20職種37作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印 刷	オフセット印刷
	グラビア印刷●△
製 本	製 本
	プラスチック成形
	圧縮成形
強化プラスチック成形	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
	手積み積層成形
塗 装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
溶 接●	噴霧塗装
	手溶接
工業包装	半自動溶接
	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鑄込み成形
	ハッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクレーニング	ビルクレーニング
介 護●	介 護
リネンサプライ●△	リネンサプライ仕上げ
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工
	押出し加工
	混練り圧延加工
	複合積層加工
鉄道車両整備●	走行装置検修・解き装
	空気装置検修・解き装

○ 社内検定型の職種・作業 (1職種3作業)

職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△

# 外国人技能実習機構の目的

外国人技能実習機構は、外国人の技能、技術又は知識の修得、習熟又は熟達に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする(技能実習法第57条)。

## 設立根拠法

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)

## 主務大臣

法務大臣及び厚生労働大臣

## 組織の沿革

平成29年1月25日	法人設立登記
平成29年2月	本部事務所設置
平成29年4月	地方事務所・支所設置

- ・主務大臣(法務大臣, 厚生労働大臣)
- ・出入国在留管理庁長官

事務の委任,  
監督

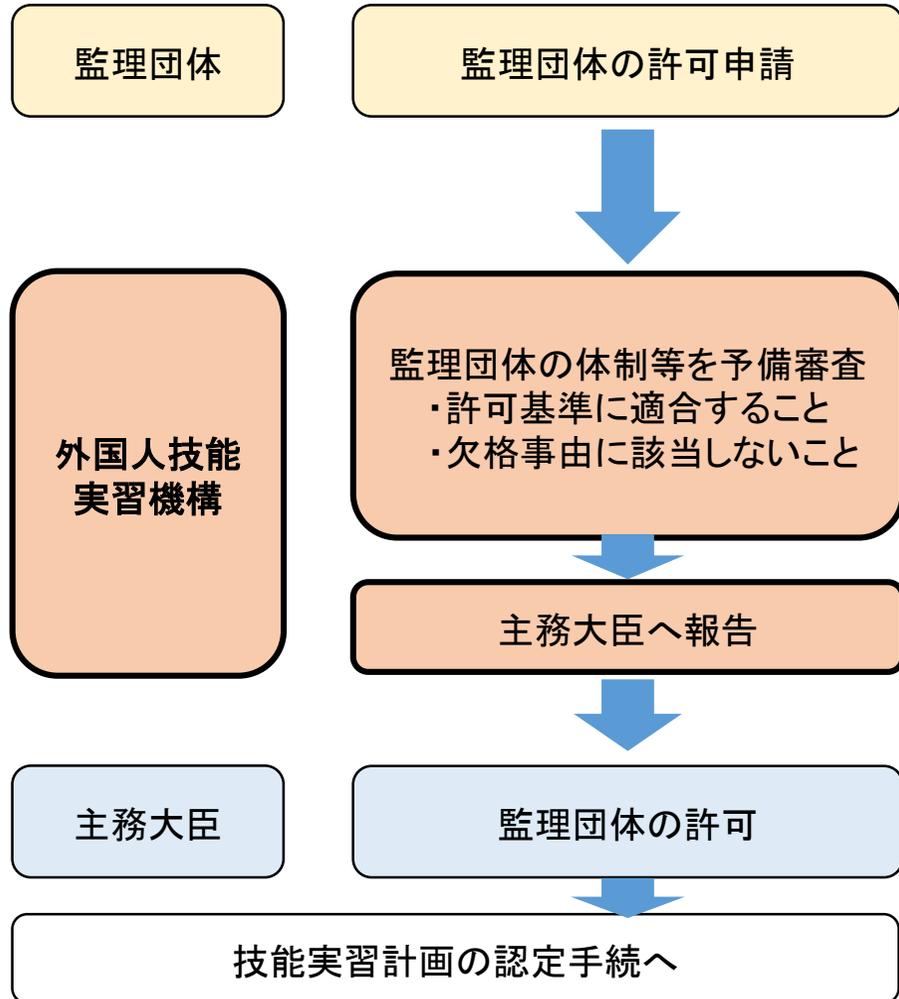
報告

本部事務所 Tel.03-6712-1523(代表)  
東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3階

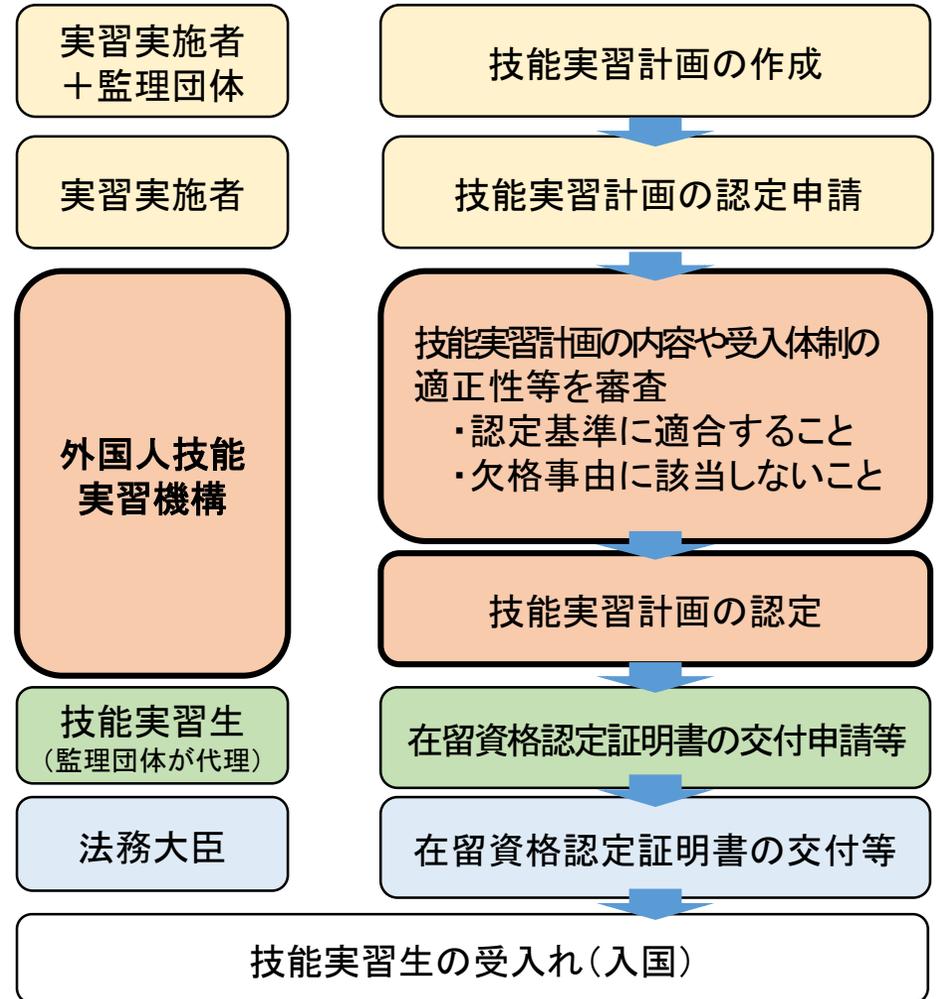
技能実習法で定められた主務大臣の事務のうち、監理団体の許可申請に係る事実関係の調査、技能実習計画の認定等、届出・報告書の受理、実習実施者・監理団体への実地検査等の事務は、外国人技能実習機構が、主務大臣の委託を受けて行う。

また、外国人技能実習機構は、技能実習生に対する相談対応・援助等を行う。

## ○ 監理団体の許可申請に係る事実関係の調査

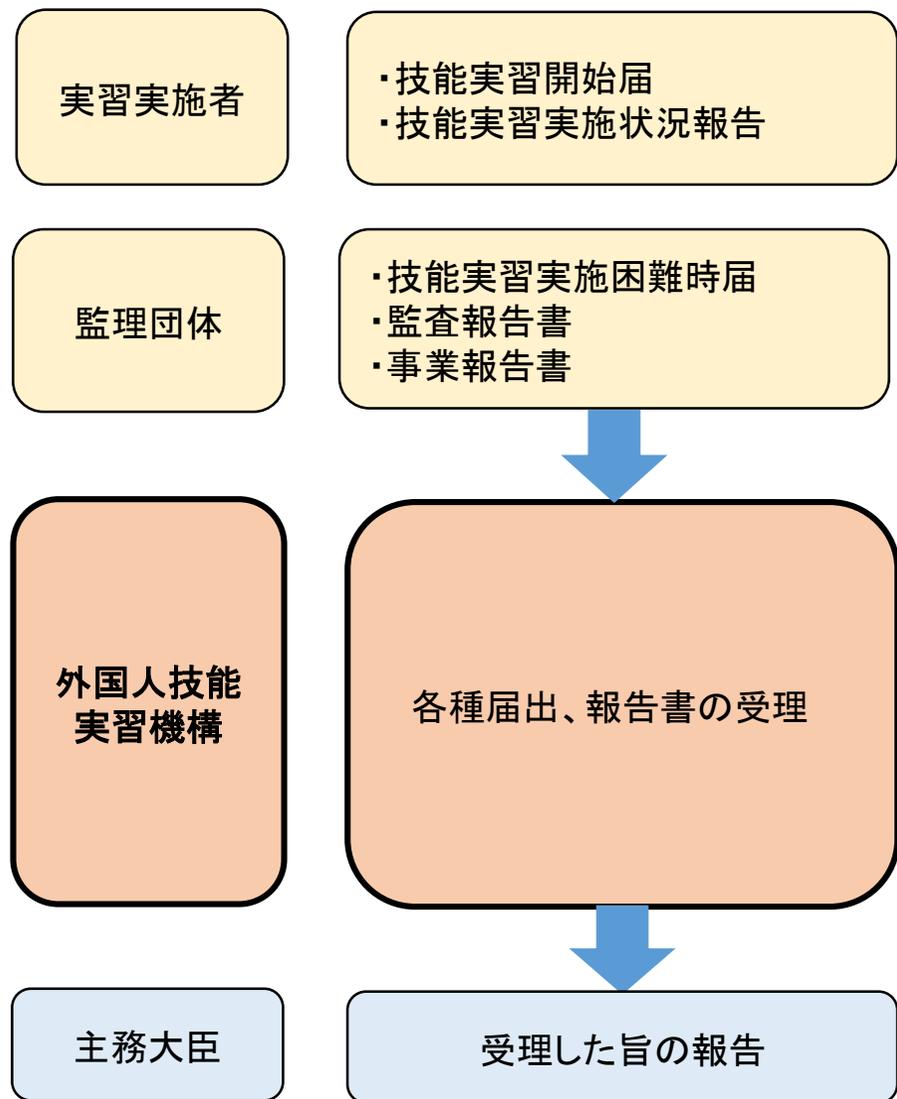


## ○ 技能実習計画の認定等

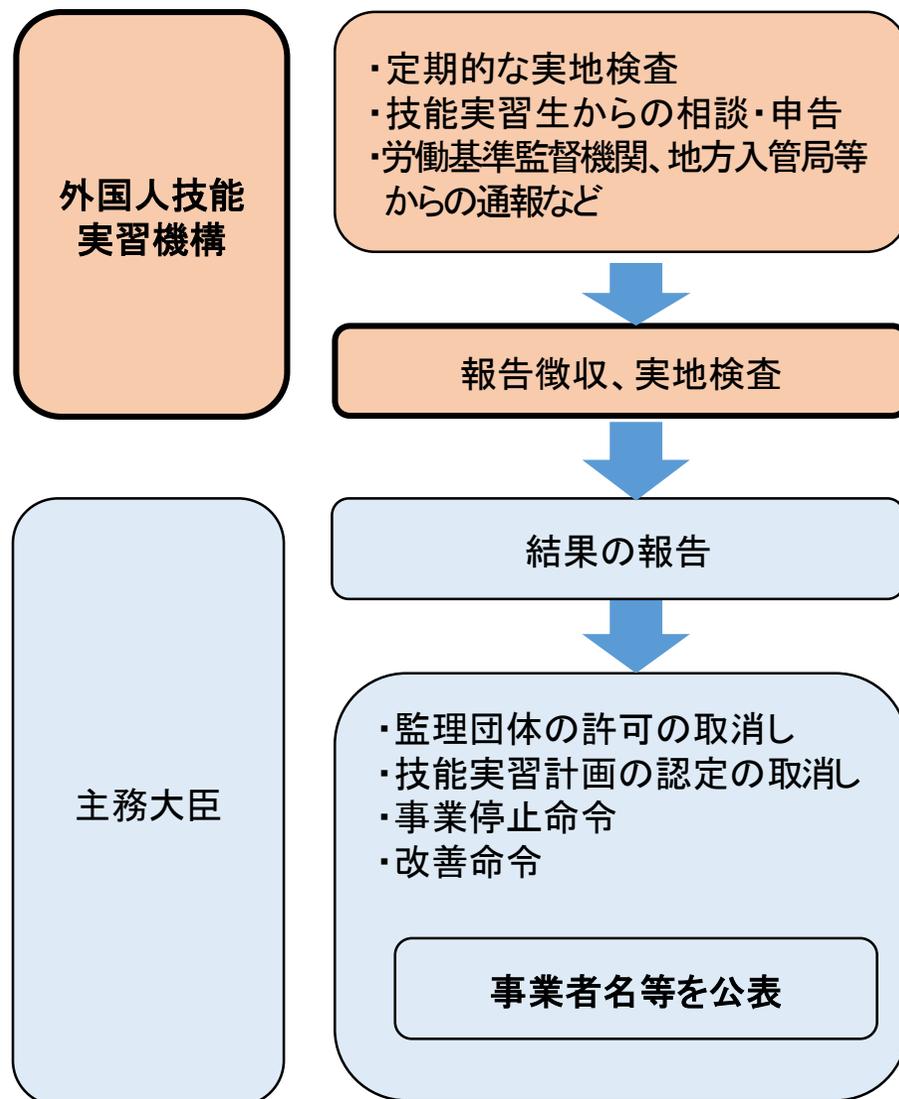


# 外国人技能実習機構の業務 (2)

## ○ 届出、報告書の受理



## ○ 実地検査



## ○ 相談対応・援助

### 外国人技能 実習機構

#### (1) 母国語による通報・相談窓口の整備等

- ・電話のほか、メールで対応

※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ(フィリピン)語、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語

#### (2) 実習先変更支援体制の構築

- ・実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務(19条、33条)及び実習継続に関する対応義務(51条)を法律に規定
- ・機構が、技能実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら転籍先の調整も含む支援を実施

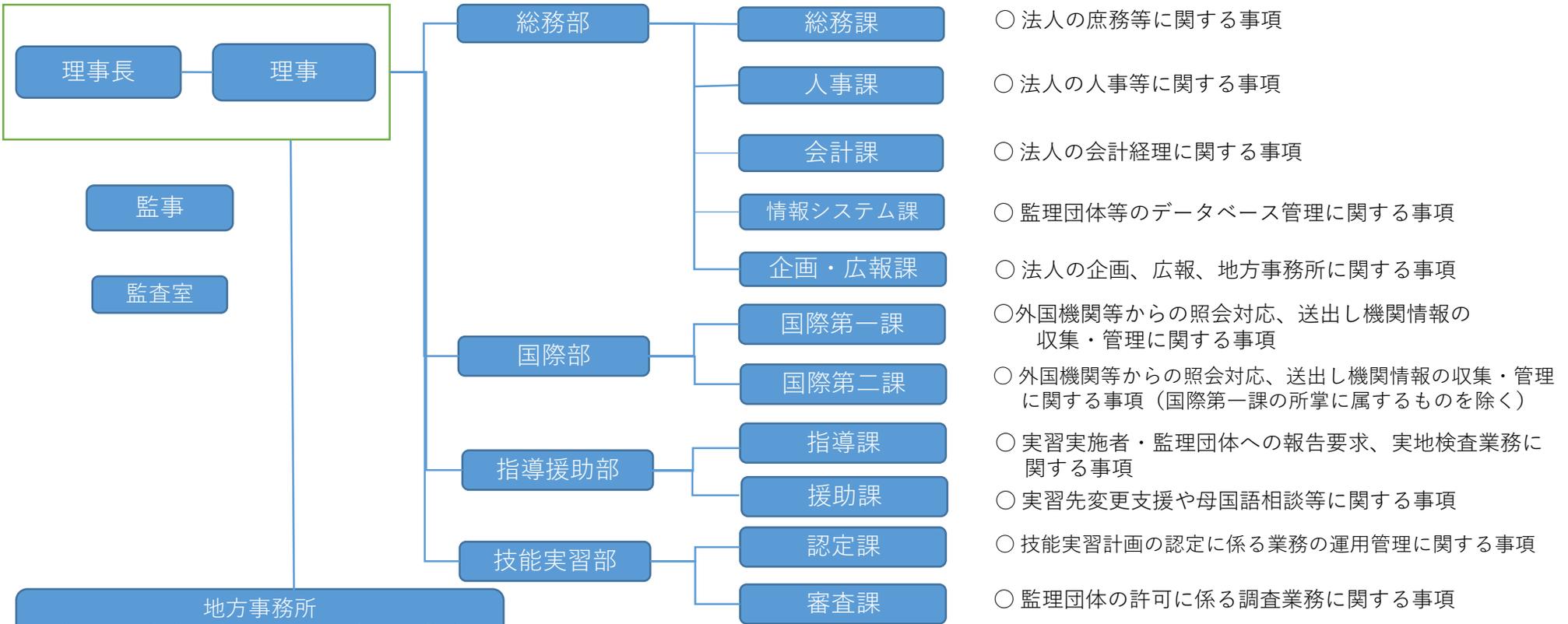
#### (3) 技能実習生への一時宿泊先の提供

- ・技能実習生が、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない場合に、機構が一時宿泊先を提供
- ・新たな実習先の確保等の支援も実施

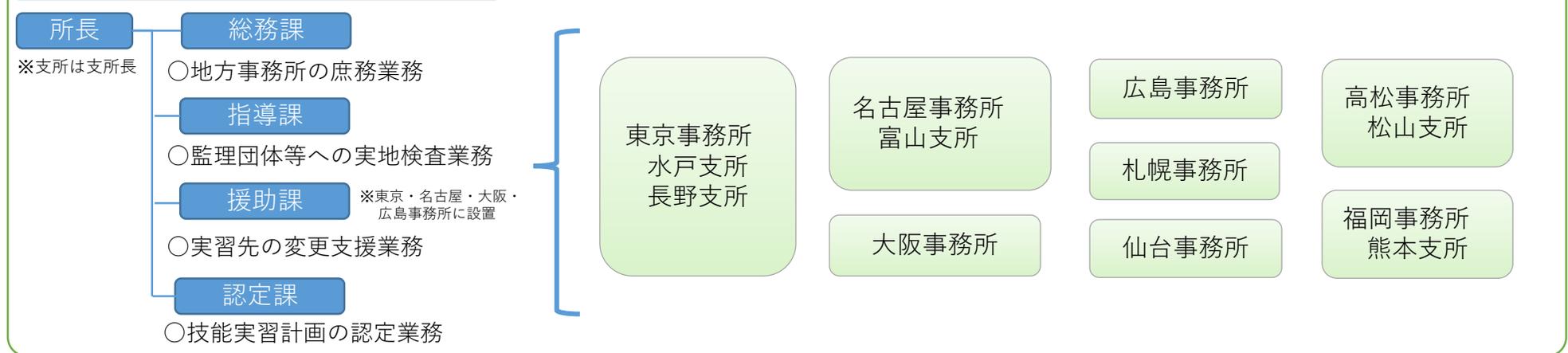
#### (4) 技能実習生への技能検定等の受検手続支援

- ・機構が、監理団体からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握等の支援を実施

# 外国人技能実習機構の組織・体制について



## 地方事務所 (13か所 (本所8ヶ所、支所5ヶ所))



## 1. 調査趣旨

本調査は、技能実習を修了し帰国した技能実習生について、帰国後の就職状況、職位の変化、日本で修得した技術・技能・知識の活用状況などを把握することにより、技能実習生の帰国後の実態を明らかにし、技能実習制度の適正・円滑な運用を図るための基礎資料とすることを目的とする。

## 2. 調査対象

技能実習を修了した技能実習生(平成30年度までは技能実習2号を修了した技能実習生)のうち、令和2年10月1日から令和3年1月31日までの間に帰国(予定を含む)した国籍がベトナム、中国、インドネシア、フィリピン及びタイの者。

## 3. 調査方法

- (1) 調査対象者の所属する監理団体及び企業単独型実習実施者に対し、対象人数分の母国語調査票とオンライン調査による回答方法の案内書を送付し、調査対象者への配付を依頼。
- (2) 調査対象者は帰国後に調査票に回答し、母国から外国人技能実習機構調査事務局に調査票を返送、または母国からオンラインにより回答。
- (3) 回答は無記名、多肢選択方式(一部自由記述欄あり)。

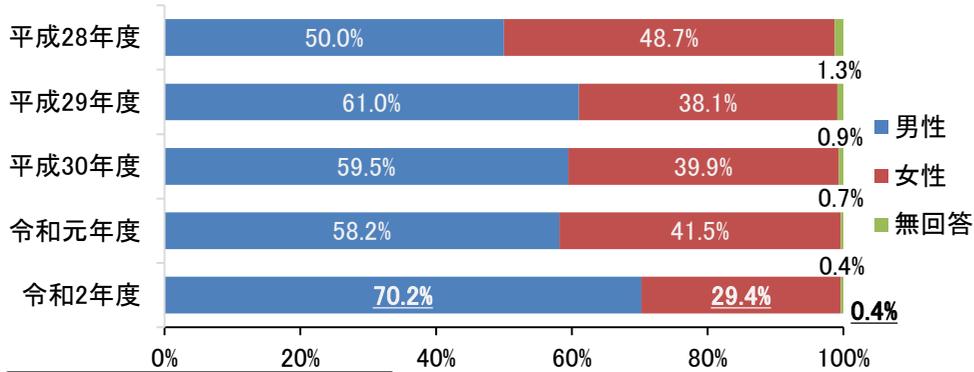
## 4. 有効回答数・回収率

調査対象数	有効回答数	回収率
15,918	1,858	11.7%

# 有効回答者の内訳

## 技能実習生の性別

「男性」が70.2%、「女性」が29.4%を占めている。



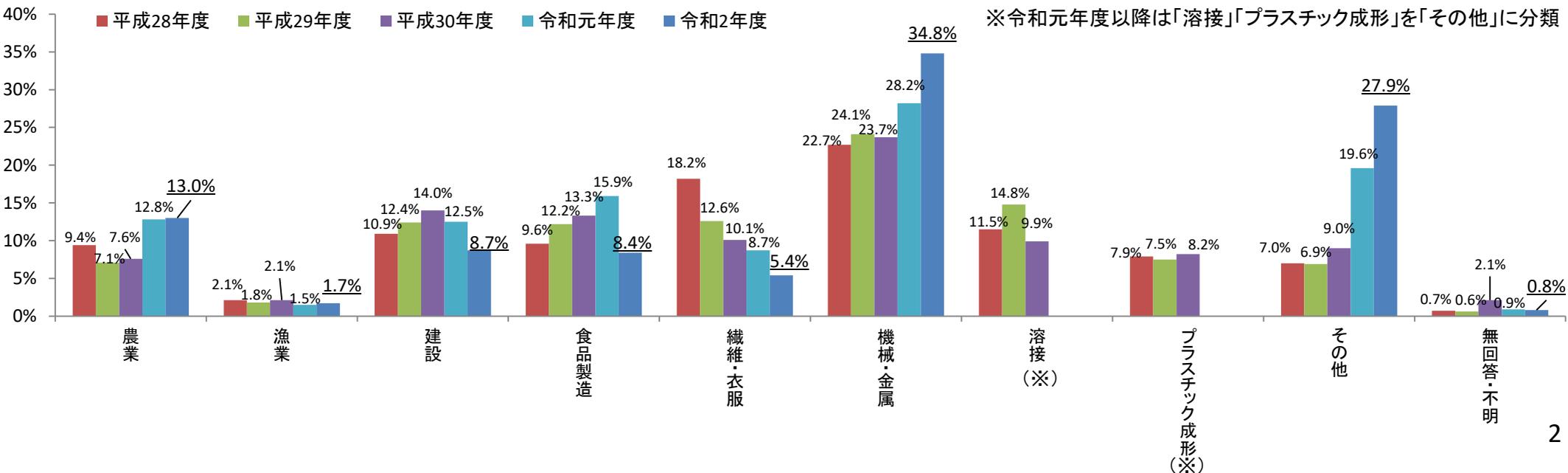
## 技能実習生の年齢

30歳未満が62.1%を占めている。



## 技能実習生の職種

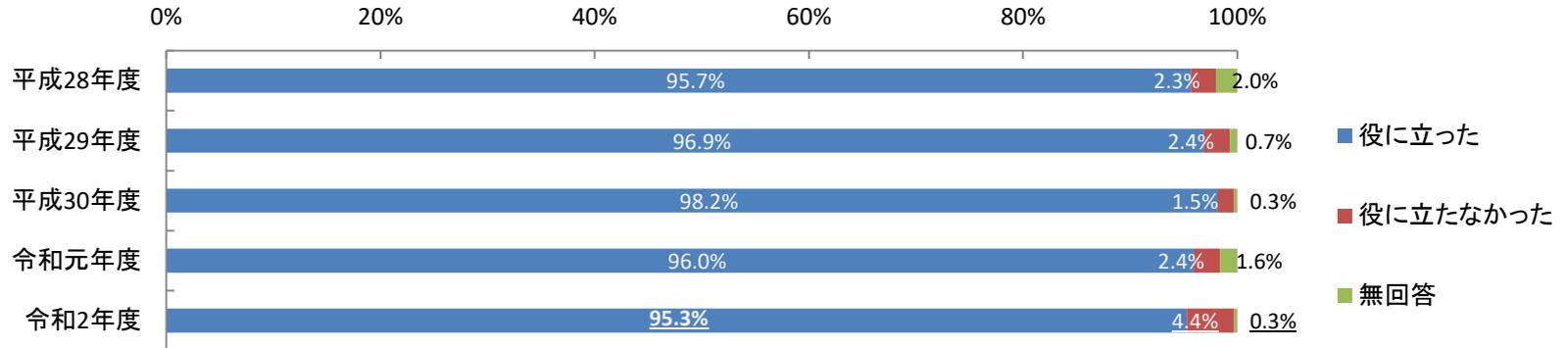
「機械・金属(34.8%)」、「その他(27.9%)」、「農業(13.0%)」の順で多くなっている。



# 技能実習の効果

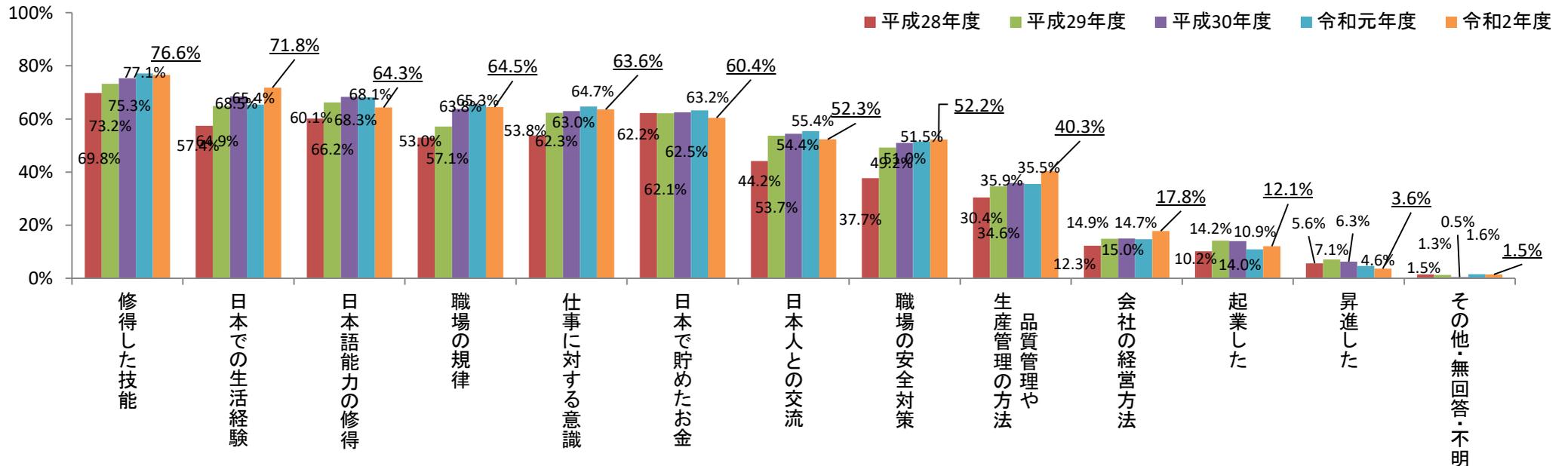
## 技能実習の効果

技能実習期間を通じて学んだことが「役に立った」と回答した人は95.3%となっている。



## 役に立った内容

役に立った具体的な内容は、「修得した技能」が76.6%と最も多く、「日本での生活経験」が71.8%、「職場の規律」が64.5%、「日本語能力の修得」が64.3%と続く。



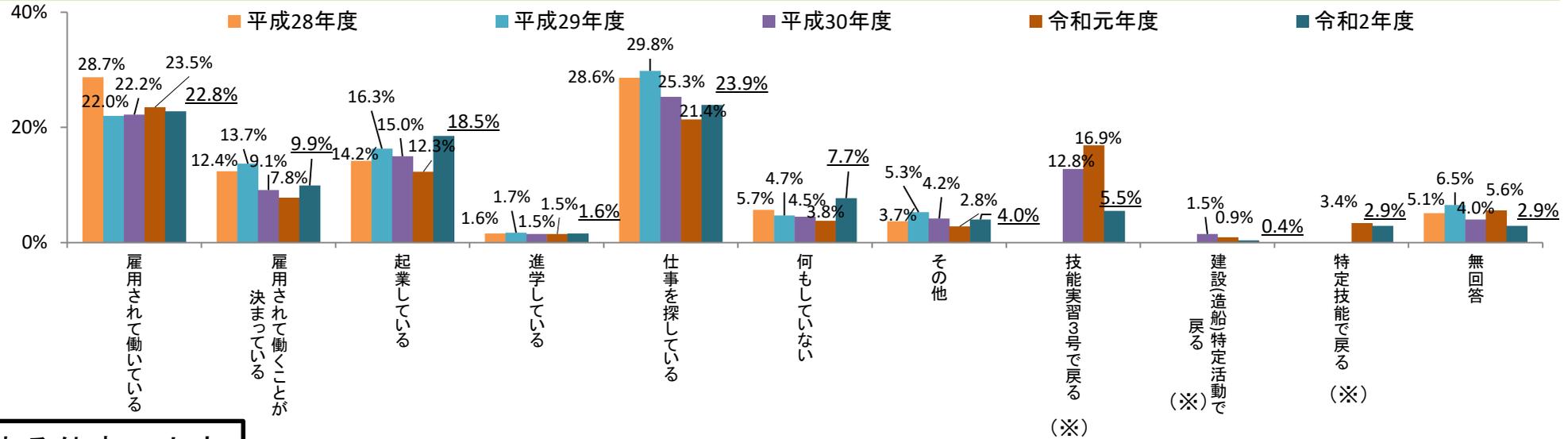
※ 複数回答可

# 帰国後の就職状況

## 帰国後の就職状況

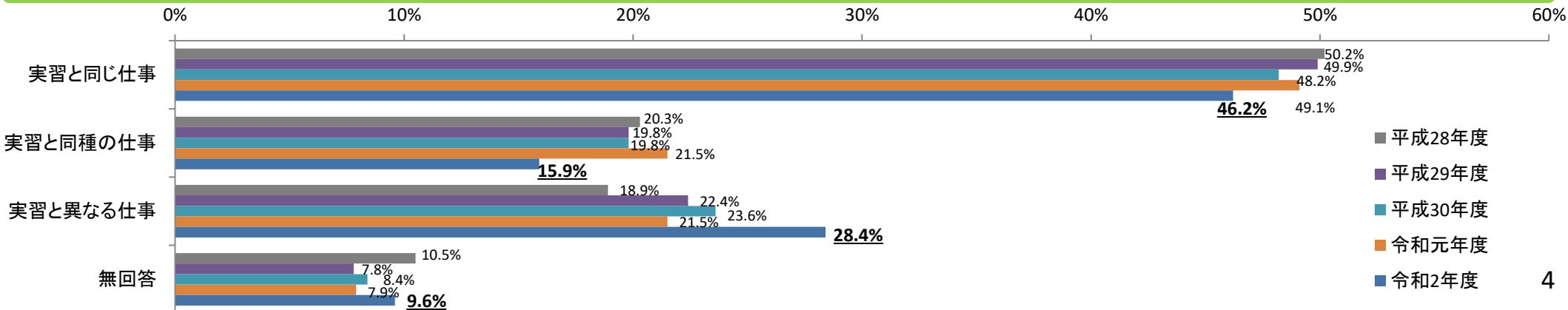
※「技能実習3号で戻る」及び「建設（造船）特定活動で戻る」は平成30年度から選択肢に追加。  
 「特定技能で戻る」は令和元年度から選択肢に追加。

帰国後の就職状況について「雇用されて働いている(22.8%)」、「雇用されて働くことが決まっている(9.9%)」または「起業している(18.5%)」と回答した人は51.2%となっている。また、帰国後「仕事を探している」と回答した人は23.9%となっている。なお、職種別の状況はP9、国籍別の状況はP10、実習区分別はP11のとおりである。



## 従事する仕事の内容

「雇用されて働いている」、「雇用されて働くことが決まっている」または「起業している」と回答した者のうち、従事する仕事の内容が「実習と同じ仕事(46.2%)」または「実習と同種の仕事(15.9%)」と回答した人は62.1%となっている。



# 保証金の有無等

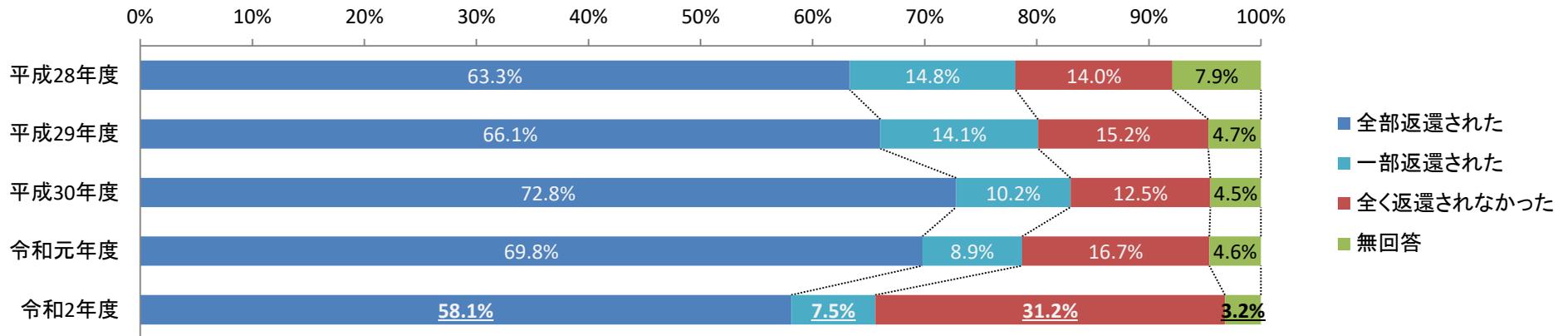
## 保証金等の有無

「保証金等はない」と回答した人は91.6%となっている。



## 保証金等の返還の有無

「保証金等を預けた」回答者に対し、返還状況について尋ねたところ、「全部返還された」と回答した人は58.1%となっている。



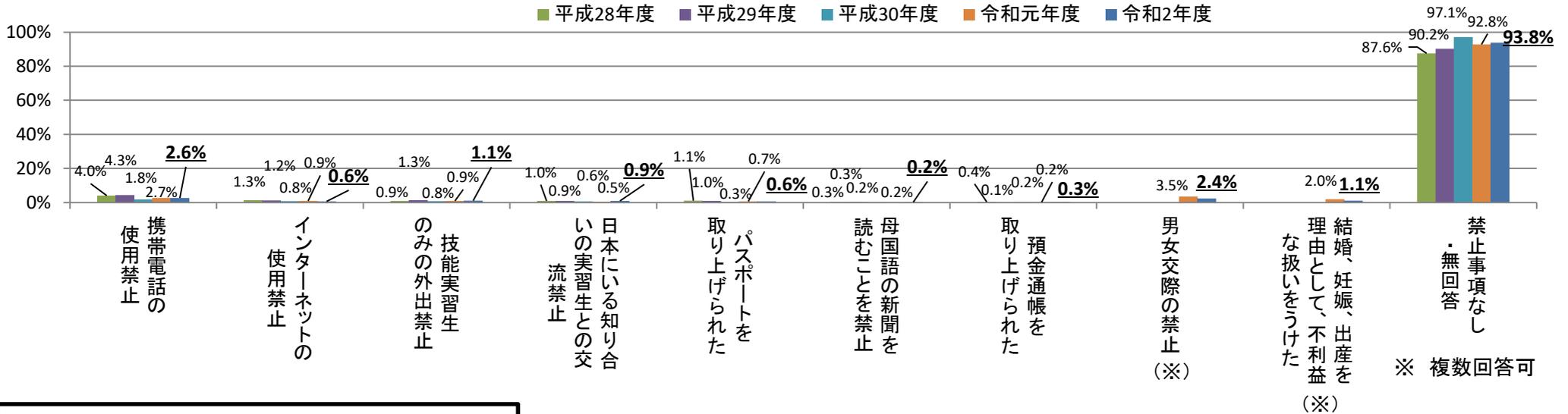
※保証金等とは、技能実習生本人または親族などから送出機関や監理団体に預ける金品、不動産などを指し、実習生本人が失踪した場合等にそれら機関に対する保障に充てられるもの。なお、日本への渡航費用などの工面のために行う借金のことではない。

# 在留中の問題の有無

## 実習期間（在留）中の禁止事項

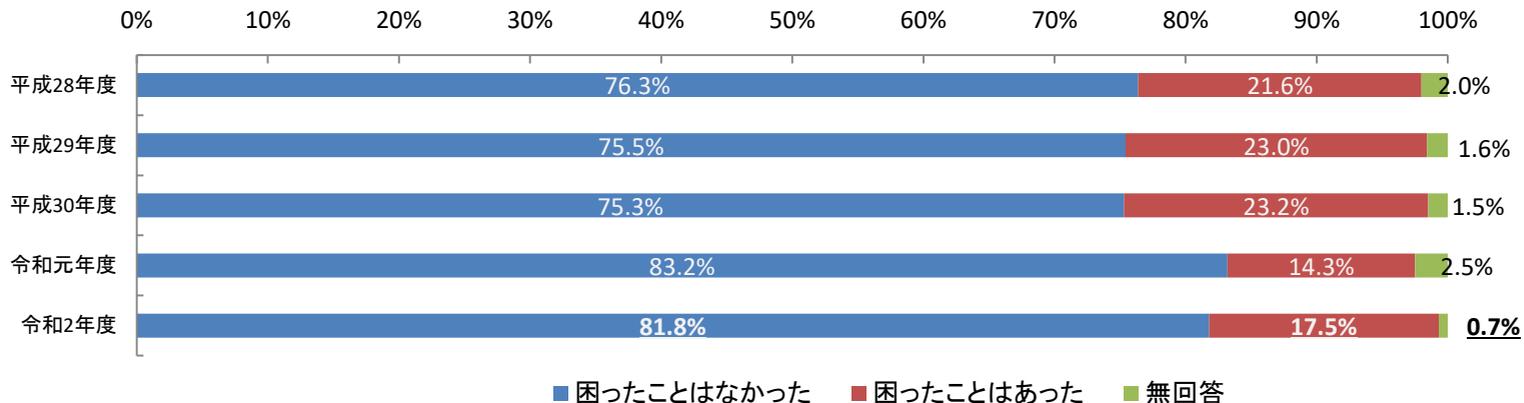
※「男女交際の禁止」及び「結婚、妊娠、出産を理由として不利益な扱いを受けた」は令和元年度から選択肢に追加。

「禁止事項がなかった」との回答（無回答を含む）は93.8%となっている。禁止事項の内容は、「携帯電話の使用禁止」が2.6%で最も多く、「男女交際の禁止」が2.4%と続く。

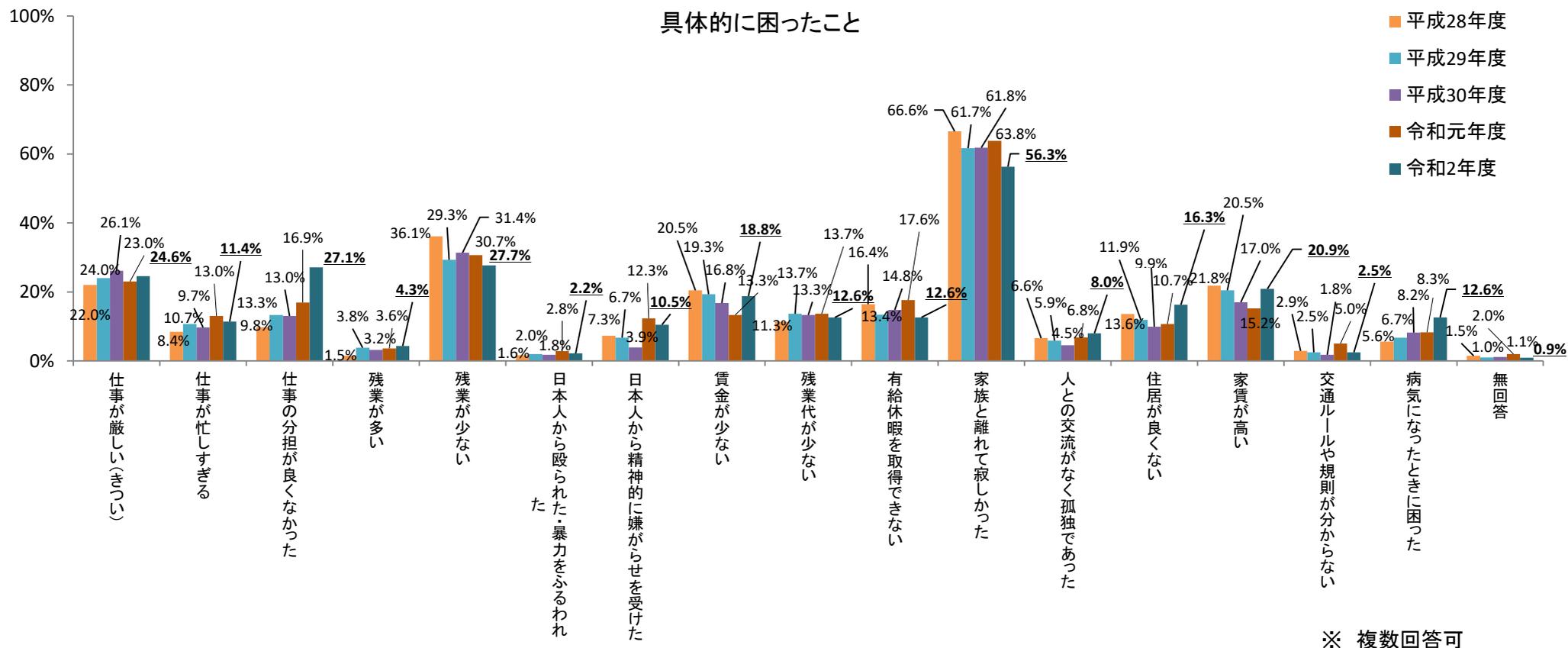


## 実習期間（在留）中の困ったこと

在留中にコミュニケーションの問題以外で困ったことがあったかどうかを尋ねたところ、「困ったことはなかった」と回答した人は81.8%となっている。「困ったことはあった」と回答した人の具体的な内容は、「家族と離れて寂しかった」が56.3%で最も多い。



# 在留中の問題



## 自由記述欄(その他の意見)

有効回答をした1,858人のうち、422人から意見があった。上記以外の意見の例は以下のとおり。

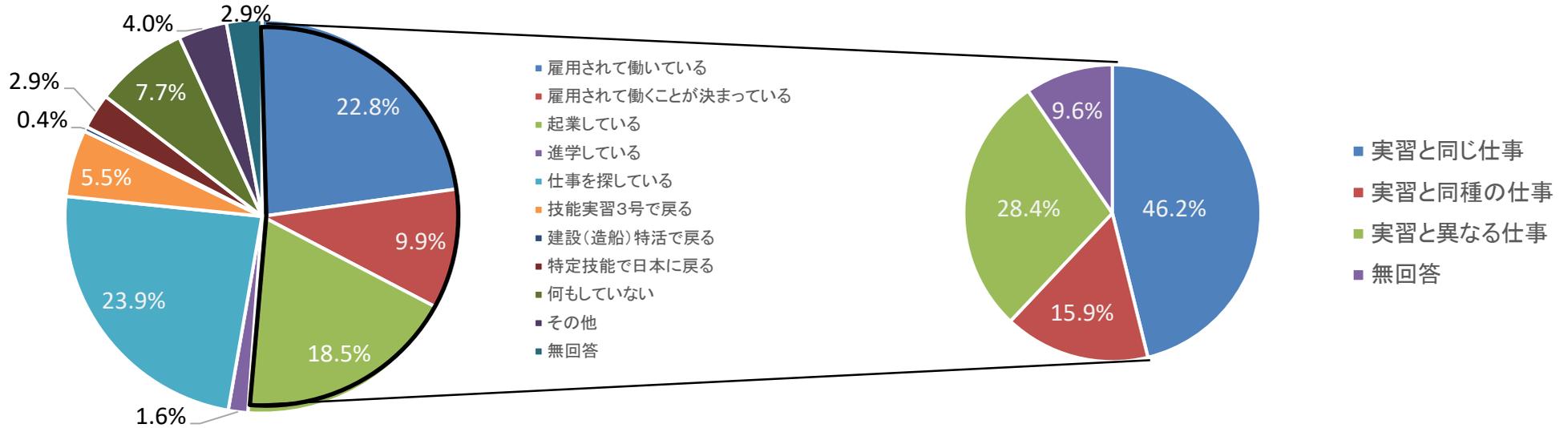
- ・国民年金に加入する手続きをするために個別説明会を設けて欲しい。
- ・実習生には食事と住居費用を無料にして欲しい。
- ・実習では日本語も教えてくれるので、技能を学ぶことに加えて日本語もできるようになる。そのため、帰国後に仕事をみつけやすい。
- ・実習生の健康と安全のために、安全対策をきちんと実施してもらいたい。
- ・日本人は自分たちの知識を出し惜しみせず、説明をしてくれた。私が出た有益な知識を活用し、母国の会社を発展させていきたい。
- ・ストレスなく、リラックスして働けるよう、年に1回か2回は実習生をレクリエーションに誘って欲しい。
- ・社会的地位が技能実習生というだけで軽蔑する日本人がまだ沢山いる。今後、日本人と実習生とが良い関係になれることを期待している。

# 帰国後の就職状況(全体)

## 帰国後の就職状況

帰国後の就職状況について、「雇用されて働いている(22.8%)」「雇用されて働くことが決まっている(9.9%)」または「起業している(18.5%)」と回答した人は、51.2%となっている。

また、「雇用されて働いている」、「雇用されて働くことが決まっている」または「起業している」と回答した者のうち、従事する仕事の内容が「実習と同じ仕事(46.2%)」または「実習と同種の仕事(15.9%)」と回答した人が62.1%となっている。



	令和2年度	(令和元年度)
雇用されて働いている	22.8%	(23.5%)
雇用されて働くことが決まっている	9.9%	(7.8%)
起業している	18.5%	(12.3%)
<b>上記3つの合計</b>	<b>51.2%</b>	<b>(43.6%)</b>
進学している	1.6%	(1.5%)
仕事を探している	23.9%	(21.4%)
技能実習3号で戻る	5.5%	(16.9%)
建設(造船)特定活動で戻る	0.4%	(0.9%)
特定技能で日本に戻る	2.9%	(3.4%)
何もしていない	7.7%	(3.8%)
その他	4.0%	(2.8%)
無回答	2.9%	(5.6%)

	令和2年度	(令和元年度)
実習と同じ仕事	46.2%	(49.1%)
実習と同種の仕事	15.9%	(21.5%)
<b>上記2つの合計</b>	<b>62.1%</b>	<b>(70.6%)</b>
実習と異なる仕事	28.4%	(21.5%)
無回答	9.6%	(7.9%)

# 帰国後の就職状況(職種別)

		農業	漁業	建設	食品製造	繊維・衣服	機械・金属	その他
帰国後の就職状況	雇用されて働いている	21.2%	9.7%	14.8%	16.0%	45.0%	25.3%	20.7%
	雇用されて働くことが決まっている	6.6%	9.7%	12.3%	6.4%	17.0%	10.5%	9.8%
	起業している	25.3%	22.6%	30.9%	13.5%	6.0%	16.8%	17.8%
	<b>上記3つの合計(※)</b>	<b>53.1%</b>	<b>42.0%</b>	<b>58.0%</b>	<b>35.9%</b>	<b>68.0%</b>	<b>52.6%</b>	<b>48.3%</b>
	進学している	1.7%	6.5%	1.2%	0.0%	2.0%	1.7%	1.5%
	仕事を探している	19.5%	25.8%	19.8%	26.3%	15.0%	23.6%	28.8%
	技能実習3号で戻る	10.0%	6.5%	4.3%	14.7%	5.0%	3.4%	3.9%
	建設(造船)特定活動で戻る	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.6%	0.6%
	特定技能で日本に戻る	5.0%	0.0%	3.1%	3.8%	3.0%	3.1%	1.2%
	何もしていない	5.0%	9.7%	6.8%	12.2%	6.0%	7.0%	9.3%
その他	4.6%	3.2%	3.1%	5.8%	1.0%	4.5%	3.5%	
無回答	1.2%	6.5%	3.1%	1.3%	0.0%	3.4%	3.1%	
仕事の内容	実習と同じ仕事	39.1%	15.4%	30.9%	48.2%	70.6%	49.3%	45.2%
	実習と同種の仕事	16.4%	15.4%	11.7%	16.1%	13.2%	19.6%	13.2%
	<b>上記2つの合計(※)</b>	<b>55.5%</b>	<b>30.8%</b>	<b>42.6%</b>	<b>64.3%</b>	<b>83.8%</b>	<b>68.9%</b>	<b>58.4%</b>
	実習と異なる仕事	38.3%	61.5%	41.5%	21.4%	11.8%	25.5%	27.2%
	無回答	6.3%	7.7%	16.0%	14.3%	4.4%	5.6%	14.4%

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。

# 帰国後の就職状況(国籍別)

		ベトナム	中国	インドネシア	フィリピン	タイ
帰国後の就職状況	雇用されて働いている	12.5%	35.1%	5.9%	29.5%	27.0%
	雇用されて働くことが決まっている	5.0%	12.5%	7.5%	15.5%	5.1%
	起業している	10.8%	12.5%	35.2%	12.0%	5.9%
	<b>上記3つの合計(※)</b>	<b>28.3%</b>	<b>60.1%</b>	<b>48.6%</b>	<b>57.0%</b>	<b>38.0%</b>
	進学している	0.8%	0.0%	4.0%	0.0%	2.1%
	仕事を探している	37.5%	22.2%	23.1%	24.0%	23.6%
	技能実習3号で戻る	2.5%	1.8%	8.1%	3.5%	13.5%
	建設(造船)特定活動で戻る(※2)	0.8%	0.5%	0.0%	1.6%	0.0%
	特定技能で日本に戻る	1.7%	0.6%	6.2%	2.3%	2.1%
	何もしていない	13.3%	9.3%	1.4%	8.5%	14.8%
	その他	10.0%	3.0%	4.7%	1.2%	5.1%
	無回答	5.0%	2.6%	4.0%	1.9%	0.8%
	仕事の内容	実習と同じ仕事	50.0%	53.3%	25.4%	48.3%
実習と同種の仕事		11.8%	20.3%	13.6%	14.3%	7.8%
<b>上記2つの合計(※)</b>		<b>61.8%</b>	<b>73.6%</b>	<b>39.0%</b>	<b>62.6%</b>	<b>82.2%</b>
実習と異なる仕事		38.2%	23.5%	45.7%	15.0%	14.4%
無回答		0.0%	3.0%	15.4%	22.4%	3.3%

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。

# 帰国後の就職状況(実習区分別)

		1号	2号	3号
帰国後の就職状況	雇用されて働いている	37.6%	19.8%	10.8%
	雇用されて働くことが決まっている	7.6%	10.6%	10.4%
	起業している	15.9%	20.5%	13.1%
	<b>上記3つの合計(※)</b>	<b>61.1%</b>	<b>50.9%</b>	<b>34.3%</b>
	進学している	1.1%	1.5%	1.9%
	仕事を探している	17.7%	24.8%	34.0%
	技能実習3号で戻る	4.6%	6.2%	5.0%
	建設(造船)特定活動で戻る(※2)	0.4%	0.3%	0.8%
	特定技能で日本に戻る	4.1%	1.7%	5.0%
	何もしていない	5.9%	7.3%	12.7%
	その他	2.6%	4.0%	4.6%
	無回答	2.4%	3.3%	1.5%
仕事の内容	実習と同じ仕事	54.3%	43.7%	36.0%
	実習と同種の仕事	13.6%	17.2%	15.7%
	<b>上記2つの合計(※)</b>	<b>67.9%</b>	<b>60.9%</b>	<b>51.7%</b>
	実習と異なる仕事	25.4%	29.9%	30.3%
	無回答	6.8%	9.2%	18.0%

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。

## 1. 調査趣旨

本調査は、技能実習生を受け入れている監理団体及び企業単独型実習実施者(以下「監理団体等」という。)について、令和元年度に帰国した技能実習生(以下「元実習生」という。)への帰国後の就職状況、就職支援・技能移転に係る支援の実態や現在、本邦に在留する技能実習生の技能等の修得等の実態を明らかにすることを目的とする。

## 2. 調査対象

監理団体等

## 3. 調査方法

- (1)調査対象者に対し、調査票とオンラインによる回答説明書を送付
- (2)調査対象者は外国人技能実習機構調査事務局に調査票を返送、またはオンラインにより回答
- (3)多肢選択方式及び自由記載

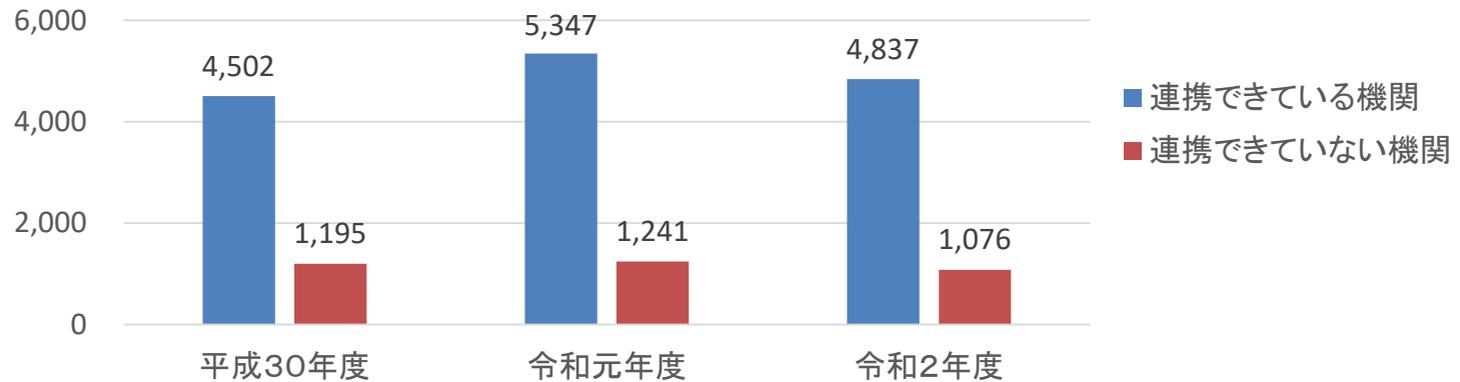
## 4. 有効回答数・回収率

調査対象数	有効回答数	回収率
2,708	2,555	94.4%

# 元実習生の帰国後の送出国との連携状況

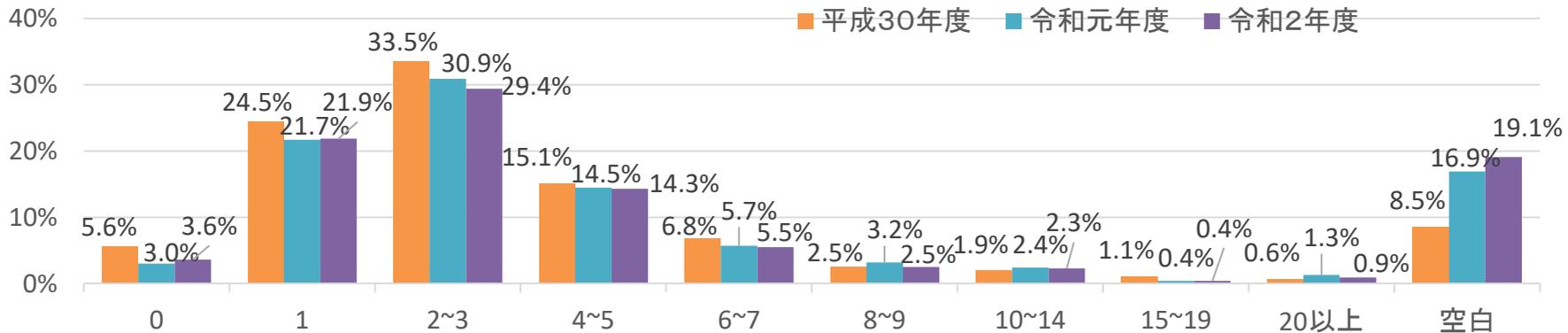
## 送出国との連携状況

元実習生の帰国後の状況の把握等について、監理団体が送出国と「連携できている機関数」は4,837機関で、送出国の81.8%となっている。



## 連携できている送出国の状況

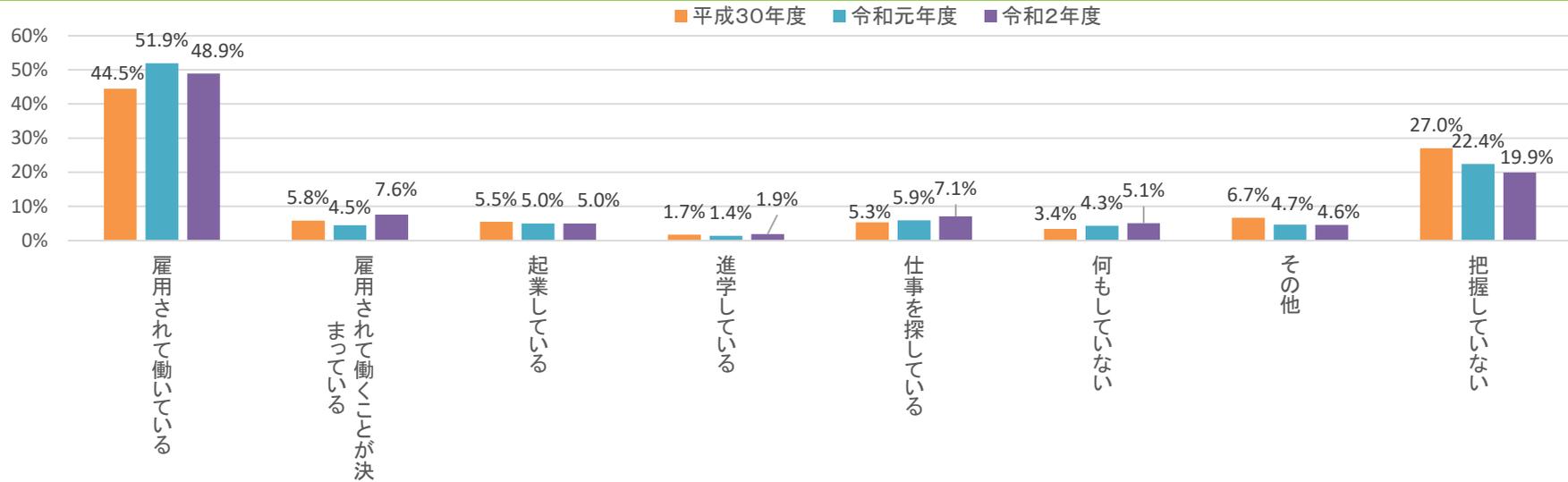
監理団体が連携できている送出国の数について、2~3の機関と回答した監理団体が最も多く、29.4%となっている。



# 元実習生の帰国後の就職状況

## 元実習生の帰国後の就職状況

元実習生の帰国後の就職状況について、「雇用されて働いている(48.9%)」、「雇用されて働くことが決まっている(7.6%)」または「起業している(5.0%)」と回答した合計が61.5%となっている。



## 帰国後の仕事内容

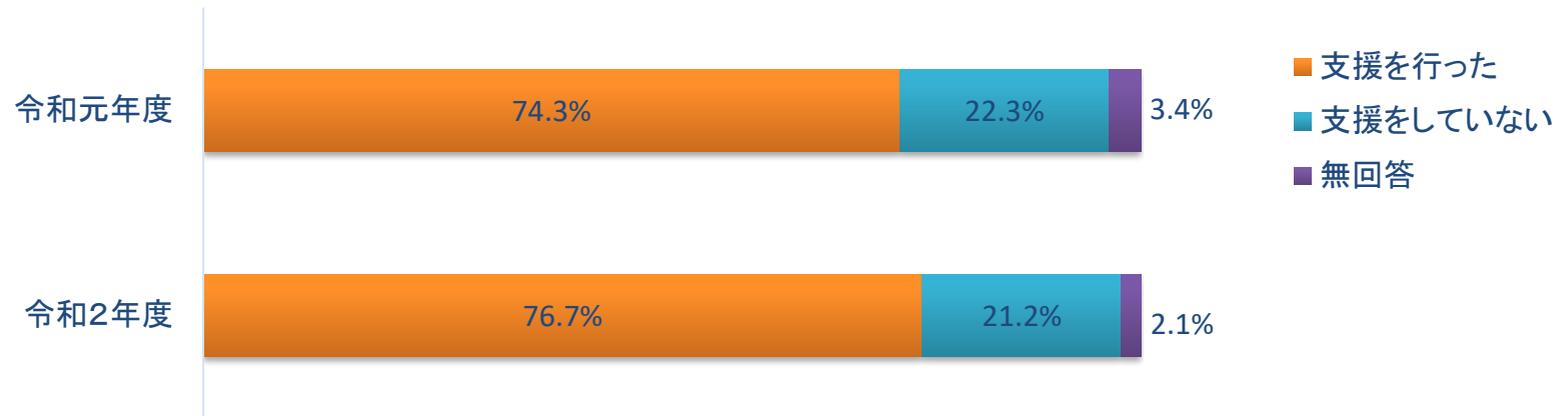
元実習生の従事する仕事の内容が、「技能実習と同じ仕事(44.3%)」または「技能実習と同種の仕事(20.6%)」と回答した合計は64.9%となっている。



# 元実習生への帰国後の支援状況

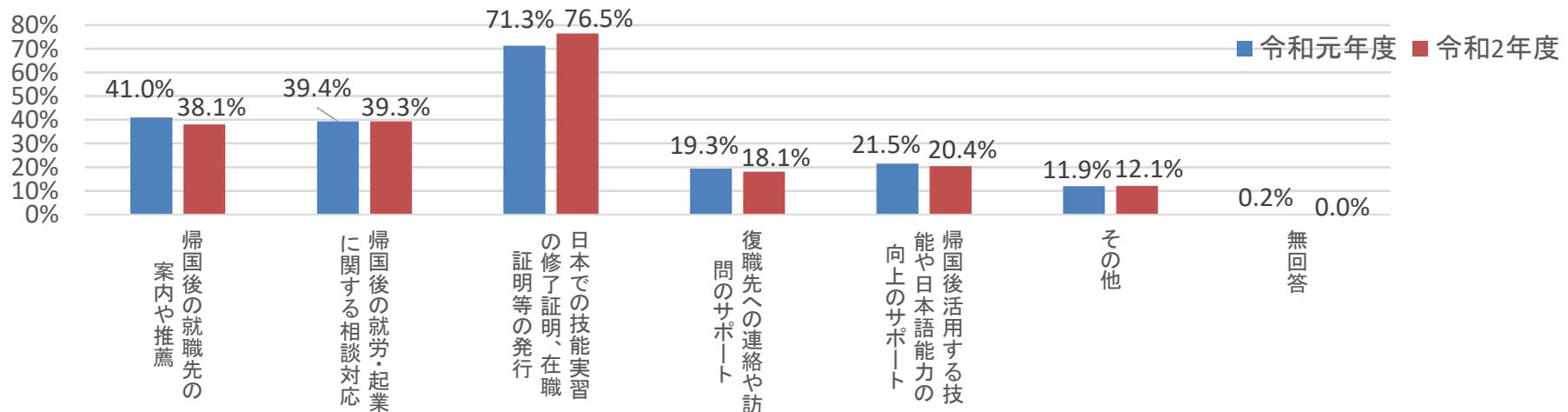
## 元実習生の技能移転を進めるための支援状況

元実習生の技能移転を進めるための支援(送出機関と連携して行った支援も含む)を行ったと回答した監理団体等が76.7%となっている。



## 具体的な支援内容

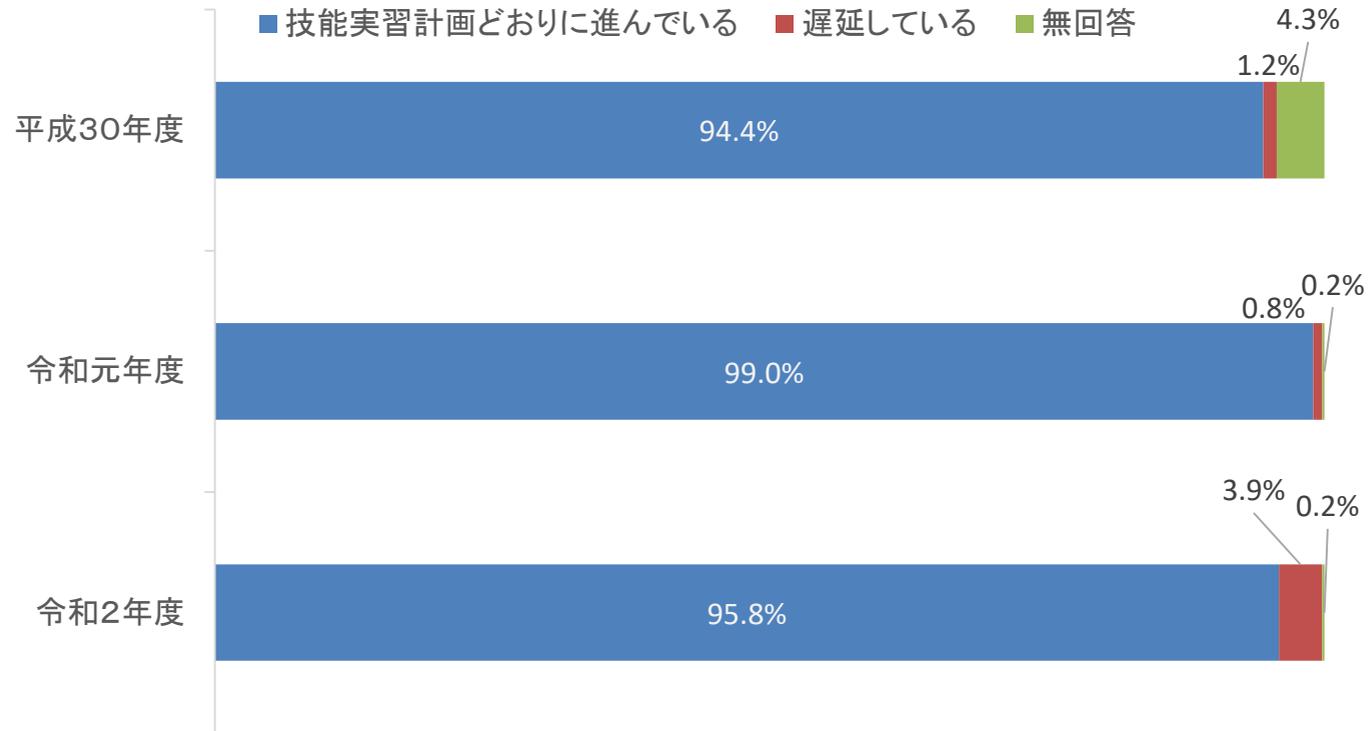
具体的な支援内容は、「日本での技能実習の修了証明、在職証明等の発行」が76.5%と最も多く、「帰国後の就労・起業に関する相談対応」が39.3%、「帰国後の就職先の案内や推薦」が38.1%と続いている。



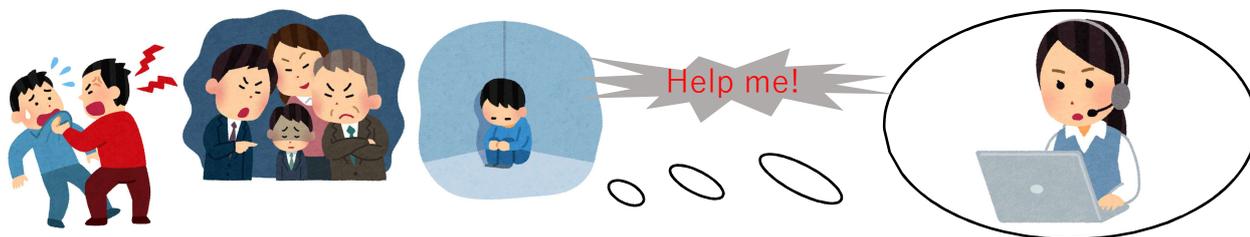
# 実習期間中の技能実習の進捗状況

## 実習生の技能実習の進捗状況について

現在、本邦に在留する技能実習生について、「技能実習計画どおりに進んでいる」と回答した監理団体等は95.8%となっている。



# 技能実習SOS・緊急相談専用窓口



技能実習生の皆さん「殴られている」「強制的に帰国させられる」「事業主からセクハラを受けている」など、悩んだり、困っていませんか？

外国人技能実習機構（OTIT）では、そのような技能実習生の皆さんを母国語でサポートします。

悩みや困りごとを迅速に解決するために、ぜひお気軽に相談してください。

実習生の皆さんは各言語の**フリーダイヤル**へコール

アナウンスのあと**1**番をプッシュ！



電話以外の相談はこちら(<https://www.otit.go.jp>)のサイトを見てください。

<b>ベトナム語(Tiếng Việt)</b> <b>0120-250-168</b> 月～金 11:00～19:00 土 9:00～17:00	<b>中国語(中文)</b> <b>0120-250-169</b> 月・水・金 11:00～19:00 土 9:00～17:00	<b>インドネシア語(Bahasa Indonesia)</b> <b>0120-250-192</b> 火・木 11:00～19:00
<b>フィリピン語(Wikang Pilipino)</b> <b>0120-250-197</b> 火・木 11:00～19:00 土 9:00～17:00	<b>英語(English)</b> <b>0120-250-147</b> 火・木 11:00～19:00 土 9:00～17:00	<b>タイ語(ภาษาไทย)</b> <b>0120-250-198</b> 木 11:00～19:00 日 9:00～17:00
<b>カンボジア語(ភាសាខ្មែរ)</b> <b>0120-250-366</b> 木 11:00～19:00	<b>ミャンマー語(မြန်မာဘာသာ)</b> <b>0120-250-302</b> 火 11:00～19:00	 メールでの 相談は、 QRコードから <b>24時間受付</b>

実習場所で法令違反が生じているなど、技能実習制度や技能実習生に関する通報・情報提供は、外国人技能実習機構の公益通報窓口([https://www.otit.go.jp/koueki\\_tsuhou](https://www.otit.go.jp/koueki_tsuhou))からご連絡ください。

OTIT 外国人技能実習機構 (Organization for Technical Intern Training)

**「技能実習生手帳」アプリをダウンロードしましょう！  
入国前の技能実習生のみなさんもダウンロードできるようになりました！**

このアプリは、技能実習生のみなさんが入国時に配付される「技能実習生手帳」をいつでも、どこでも見られるスマートフォン向けアプリです。

最新の技能実習関連法令や、日常生活に役立つ情報、災害情報、違反の通報や申告手続き、困ったときの相談窓口などを満載した必ず役立つアプリです。

**今すぐここから無料ダウンロード→**

**■ 日本国外で購入した端末でもご利用いただけます！**

**日本国外からもダウンロードできます。**

**入国前の技能実習生のみなさんも、ぜひご利用ください。**

**■ 9か国語対応**

ベトナム語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、  
タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、カンボジア語、英語



**「技能実習生手帳」にはお役立ち情報が満載**

- ・日本の各種法令
- ・日本生活のルール（交通、乗り物、宿舎）
- ・労働関係法令  
（労働契約、解雇、労働時間と休憩・休暇、賃金など）
- ・社会保険、労働保険
- ・税金（所得税・住民税）
- ・労働災害
- ・技能実習が困難になったとき  
結婚・妊娠・出産をしたとき
- ・各種相談窓口
- ・申告制度
- ・外国人技能実習制度の概要

**日本での生活に必須！アプリ限定の使える機能**

- ・ **プッシュ通知により機構からさまざまな情報をお知らせ**
- ・ **母国語相談窓口：**  
日本での生活、技能実習のことなど、困ったらご相談ください
- ・ **災害情報：**地震や風水害の情報をリアルタイムに確認
- ・ **事務所検索（大使館）：**あなたの国の大使館情報
- ・ **アプリ共有：**Facebook、Twitter、LINE、メールなどで周りの人たちとシェア



**※ アプリの利用により個人の情報などは収集されません。**

**■ お問い合わせ先**

外国人技能実習機構（OTIT）指導援助部援助課 TEL 03-6712-1965

## 日本語教育アプリ

# 「げんばのにほんご」

をご活用ください



日本語教育アプリ「げんばのにほんご」は、技能実習生が、入国前講習、入国後講習、実習期間中等のスキマ時間を利用して日本語学習ができる、スマートフォン向けのアプリです。



※活用イメージ

- 本アプリは、技能実習生の適切な技能習得に必要な日本語の学習を目的として、外国人技能実習機構が開発したものです。インストール及び利用は**無料**です。 ※インターネット接続によるデータ通信を必要とします。その際の通信料は利用者負担となります。
- **英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語及びミャンマー語**の8言語に対応しています。
- 令和4年3月現在、本アプリの対象職種は「**機械・金属関係職種**」、「**食品製造関係職種**」及び「**建設関係職種**」の3職種です。

▶ iPhoneをお使いの方は**こちら**



▶ Androidをお使いの方は**こちら**



アプリに関するお問い合わせ先 ▶ [contact@genbanonihongo.com](mailto:contact@genbanonihongo.com)

# 特定技能外国人受入計画申請認定について

- **国土交通省における申請認定事務の開始**  
令和元年4月1日から国土交通本省を窓口申請受付を開始
- **東北地方整備局における申請認定事務の開始**  
令和2年4月1日から東北地方整備局に窓口を移し申請受付を開始  
オンラインで申請を受付(国土交通本省ホームページ参照)
- **東北地方における受入計画認定数**  
建設業認定企業数 112社(全国3840社)  
特定技能外国人数 299人(全国10042人)  
(令和4年3月31日現在)
- **建設分野の2号特定技能外国人に求める実務経験について、令和4年3月に基準が示され、岐阜県内で初認定**

オンライン申請(外国人就労管理システム)



# 建設分野における外国人材の受入れ状況

- 建設分野で活躍する外国人の数は約11万人で、全産業の約6.4%
- 在留資格別では技能実習生が最多(2021年：約7万人)で、近年増加傾向（ただし、実習制度であり就労制度ではない）
- 2015年から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始（2022年度をもって終了予定）
- 特定技能外国人については、2019年度に制度が開始し、コロナ禍による入国制限の影響もあるものの、人数は増加中
- 2022年4月には、2号特定技能外国人が建設分野において初認定（コンクリート圧送職種）

## > 建設分野に携わる外国人数

(単位：人)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	1,658,804	1,724,328	1,727,221
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	93,214	110,898	110,018
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	64,924	76,567	70,488
外国人建設就労者	—	—	—	—	401	1,480	2,983	4,796	5,327	3,987	2,249(注)
特定技能外国人	—	—	—	—	—	—	—	—	267	2,116	4,871(注)

出典：外国人建設就労者は国交省調べ、特定技能外国人は入管庁調べ、その他は「外国人雇用状況」の届出状況（厚生労働省）  
外国人建設就労者・特定技能外国人は年度末時点、その他は10月末時点の人数  
(注) 12月末時点

## 1号特定技能外国人の受入状況（2021年12月末時点）

### 国籍別の状況

単位：人

国名	ベトナム	フィリピン	中国	インドネシア	カンボジア	タイ	ミャンマー	ネパール	その他	合計
人数	3,579	451	336	200	96	59	85	20	45	4,871

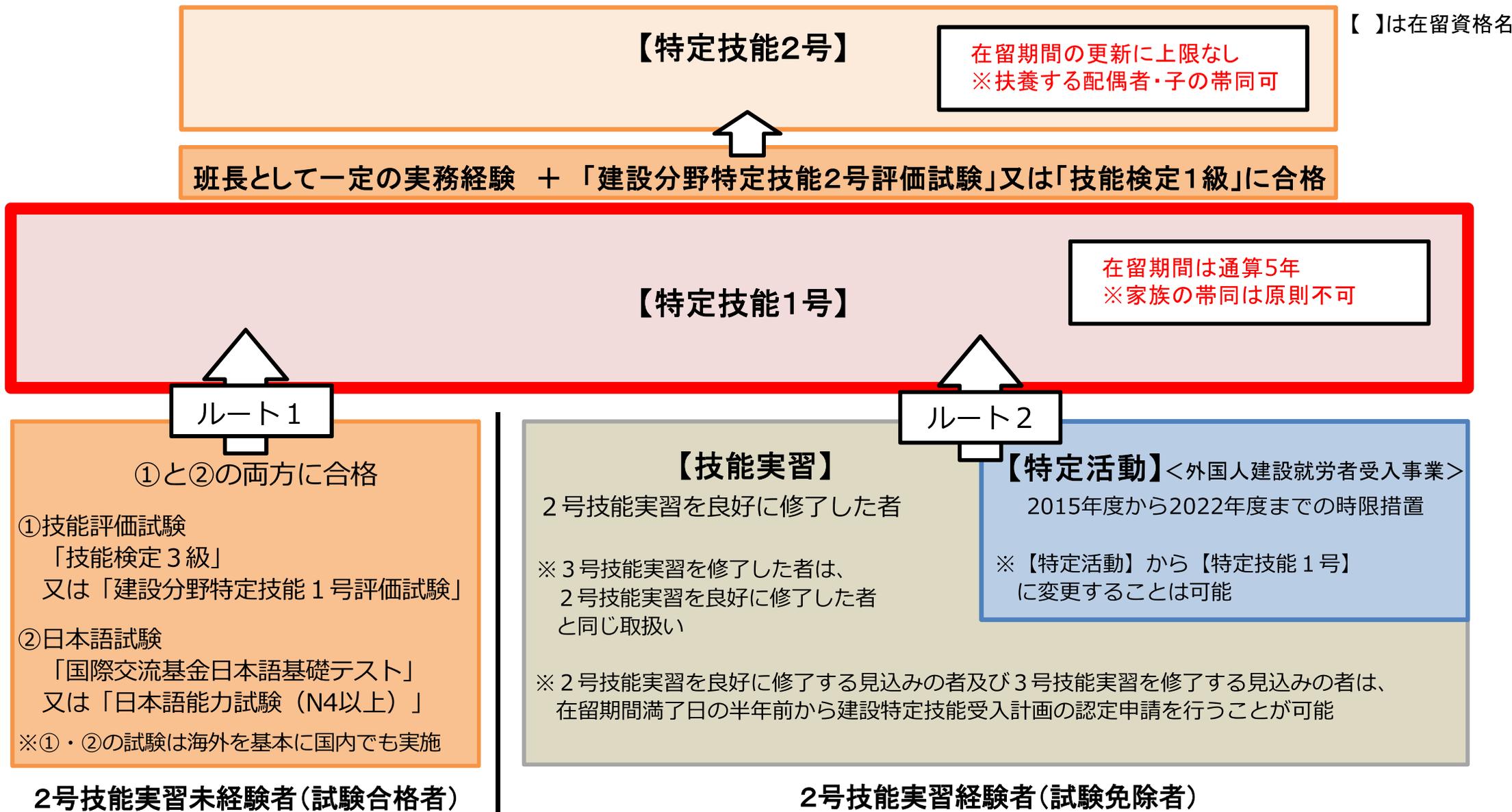
### 職種別の状況

単位：人

職種	とび	建設機械 施工	型枠施工	鉄筋施工	内装 仕上げ	左官	建築大工	配管	コンクリート 圧送	建築板金	表装	屋根ふき	保温保冷	鉄筋継手	土工	電気通信	トンネル 推進工	合計
人数	1,064	890	778	763	353	311	228	188	113	64	35	26	22	17	13	4	2	4,871

# 特定技能制度における外国人材のキャリアパス(イメージ)

- 特定技能1号となるには、試験合格ルートと技能実習等からの切替ルートの2パターン存在。
- 特定技能2号は、在留期間の更新上限がなく、家族帯同も可能な在留資格であり、班長として一定の実務経験等が必要。



# 技能実習等と特定技能の受入対象職種の対応関係

技能実習及び外国人建設就労者の受入対象分野（25職種38作業）

特定技能の受入対象分野「建設分野」（19業務区分）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
	内外装板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
表装	壁装作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
建設機械施工	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業
築炉	築炉作業
鉄工(※)	構造物鉄工作業
塗装(※)	建築塗装作業
	鋼橋塗装作業
溶接(※)	手溶接
	半自動溶接

技能実習から特定技能に移行可能な業務区分
建築板金（※2020年から追加）
建築大工（※2020年から追加）
型枠施工
鉄筋施工
とび（※2020年から追加）
屋根ふき
左官
配管（※2020年から追加）
保温保冷（※2020年から追加）
内装仕上げ／表装
コンクリート圧送
建設機械施工
特定技能において新たに設ける業務区分（技能実習がない業務区分）
トンネル推進工
土工
電気通信
鉄筋継手
吹付ウレタン断熱（※2020年から追加）
海洋土木工（※2020年から追加）

技能実習及び外国人建設就労者の受入対象分野25職種38作業のうち、13職種22作業が特定技能の受入対象となった

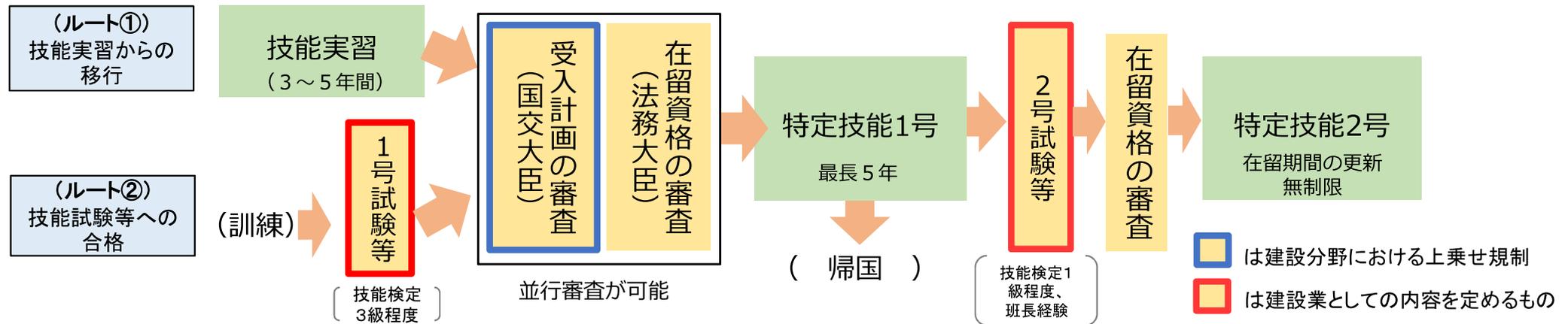
※建設業者が実習実施機関である場合に限る。移行者数は建設業者以外も含む。

# 建設分野における特定技能制度の概要

## ○建設分野における「特定技能1号」の在留資格の取得方法

以下の2ルートのうちいずれかにより、「特定技能1号」の在留資格を得ることが可能。

- ①技能実習2号を良好に修了(又は技能実習3号を修了)
- ②以下の試験の両方に合格
  - (a)技能評価試験: 「技能検定3級」又は「建設分野特定技能1号評価試験」
  - (b)日本語試験 : 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」



## ○建設分野における上乗せ規制の概要

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関(受入企業)の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める
- 3) 受入計画の認定基準
  - ①受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
  - ②受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
  - ③特定技能外国人受入事業実施法人(JAC)への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
  - ④特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
  - ⑤賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明(外国人が十分に理解できる言語)
  - ⑥1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習または研修を受講させること
  - ⑦国又は適正就労監視機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ等

## 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野） 建設分野

### 2 特定産業分野における人材の不足の状況に関する事項

- ▶ 生産性向上や国内人材確保のための取組  
施工時期の平準化、i-Constructionの推進、建設リカレント教育・多能工化、建設技能者の処遇改善（公共工事設計労務単価の引き上げ、社会保険加入の徹底）、建設キャリアアップシステムの構築 等
- ▶ 受入れの必要性（人手不足の状況）：令和5年度末時点で約21万人
- ▶ 受入れ見込み数：令和5年度末時点で約4万人

### 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

- ▶ 特定技能1号（技能水準） 「建設分野特定技能1号評価試験」（新設、2019年度中実施）、「技能検定3級」（日本語能力）「国際交流基金日本語基礎テスト」、「日本語能力試験（N4以上）」
- ▶ 特定技能2号（技能水準） 「建設分野特定技能2号評価試験」（新設、2021年目途実施）、「技能検定1級」  
※試験合格に加えて、班長としての実務経験を1～3年以上有することを要件とする

### 4 在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

### 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

- ▶ 特定技能外国人が従事する業務：型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋接手、内装仕上げ/表装、とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、海洋土木工
- ▶ 特定技能所属機関等に対して特に課す条件  
（建設業者団体）特定技能外国人の適正・円滑な受入れを実現するための事業を行う法人（特定技能外国人受入事業実施法人）の共同設立  
（受入企業） 外国人の報酬予定額等を明記した受入計画の作成、国交大臣の審査・認定・巡回訪問による計画実施状況の確認  
受入企業及び特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録  
特定技能外国人受入事業実施法人への所属  
1号特定技能外国人の数と外国人建設就労者（特定活動）の数の合計が、常勤職員の数を超えないこと 等
- ▶ 特定技能外国人の雇用形態：直接雇用（派遣及び就業機会確保事業の適用は不可）

## 多文化共生シンポジウム in 加美

～多様な人材が支える地域の未来～

■開催日:令和4年1月30日(日) 13:00~16:00

■開催場所:中新田バツハホール

■プログラム

○基調講演:加美町スポーツ推進室 国際交流員 カタリーナ・サラビア氏

○パネルディスカッション

コーディネーター (公財)宮城県国際化協会 総括マネージャー 大泉 貴広氏

パネリスト 加美町国際交流協会 会長 今藤 紀雄氏

加美町スポーツ推進室 国際交流員 カタリーナ・サラビア氏

加美町地域おこし協力隊 楊 采容氏

旭興業株式会社 技能実習生 グエン・ヴァン・ティ氏

○講評 加美町長 猪股 洋文 氏

宮城県では「多文化共生社会」の実現を目指し、平成31年3月に「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」を策定し、「外国人県民等とともに取り組む地域づくり」を推進しています。去る1月、近年多様な人材が様々な立場で地域の多文化共生社会の形成につながる活動を行い、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンとして事前合宿を受け入れる等好事例が続く加美町でシンポジウムを開催しました。※「多文化共生社会」とは、国籍、民族等の異なる人々が、互いに文化的背景等の違いを認め、人権を尊重し、地域社会の対等な構成員として共に生きる社会です。

## 基調講演

皆さん初めまして。

カタリーナ・フェルナンダ・サラビア・シルバ といいます。長いので、是非カタリーナまたはカタと呼んでください。

から

ーチリは辛いー

皆さん「チリ」って知っていますか？チリと言えば何でしょうか？今まで「チリと言えば？」と、聞くと、必ずチリパウダーとかチリソースなど辛い食べ物が出てきます。インターネットで検索してみても、チリコンカンなどとてもびっくりしました。今日は、これだけ覚えておいて欲しいです。チリは辛いんです。チリワインやチリサーモン、チリ産レモンなどチリ産のものはたくさんあります。ぜひスーパーで探してみてください。

ー日本語、日本との出会いー

今日ここにいる外国人の方も「なぜ日本語を勉強したのですか？」と、何回も聞かれたと思います。私も日本に来て何回も聞かれました。答えは簡単です。私は子どもの頃からアニメが大好きで、そこで描かれた日本の風景がとても不思議で、大人になったら是非日本に行きたいという夢を持つようになりました。チリサンティアゴ大学(University of Santiago, Chile 略してUSACH(ウサチ。))では、日本語と英語を勉強し、日本祭りなどを通して日本文化も学びました。

ー加美町の国際交流員としてー

2019年1月にUSACHを卒業し、2019年8月にJETプ

ログラムの国際交流員として加美町に来ました。初のチリの国際交流員です。ESID (Every Situation Is Different:場合によって違う)をモットーに、通訳やイベント企

第1回加美町国際交流員写真展



カタリーナ・サラビア

加美町スポーツ推進課 国際交流員

チリ共和国サンティアゴ生まれ。幼いころからアニメを通じ、日本文化に興味を持つ。チリサンティアゴ大学で英語・日本語を専攻し、2017年に国費外国人留学生に選ばれ、大阪樟蔭女子大学で研修生として日本語日本文化を学ぶ。2019年よりチリのパラリンピック「復興ありがとうホストタウン」である加美町の国際交流員を務める。



画、文化理解など様々な仕事をしています。町の広報誌のLa Once(ラオンセ)というチリの文化紹介欄を執筆するほか、公民館や小中高で異文化理解講座を開催したり、保育園で英語教室などを行っています。昨年は、「加美町国際交流員写真展」を開催し、10人ほどの外国人に参加してもらいました。コロナ禍で無くなってしまった外国の方と地域の方の交流が、写真展をきっかけにできるのではと思い企画しました。

ー復興ありがとうホストタウンー

加美町は、東日本大震災での南三陸との交流をきっかけにチリの「復興ありがとうホストタウン」になりました。2021年にチリのカヌーと陸上のパラ選手団の事前合宿の受け入れを行い、通訳として活動しました。パラカヌー選手とは中新田高校、志津川高校をつないでオンライン交流会を実施しました。合宿後もチリのパラ選手たちとSNS等を通じて連絡を取っています。パラ選手たちからは、加美町に来て良かった、加美町に必ず戻りたいというメッセージをもらいました。

チリパラ選手団の受け入れ



FOJ訪問



チリ青少年オーセストラ財団 (FOJ)

ー当たり前は当たり前じゃないー

私はチリに生まれ育ち、ずっとチリにいたので、私なりの当たり前がありました。それが加美町に来て、簡単なことから複雑なことまで私の当たり前は当たり前ではないと気づきました。例えば、チリでは挨拶は頬っぺにチューするというのは他人でも当たり前ですが、それは日本では出来ません。また、多文化共生の必要性にも気づきました。加美町に来て、日本人だけではなくアメリカ人や台湾人、カナダ人など様々な国の友達がいいます。集まったときには「私の国ではこうですが、あなたの国ではどうですか。」と話しながら、毎回楽しい時間を過ごしています。



&lt;チリは日本の反対側&gt;

南米にある細長い国で、長さは日本の2倍の4,300km。日本とは地球の裏側、反対側にあり、時差は12時間。

・正式名称:República de Chile ・首都:サンティアゴ

・人口:1870万人(東京より少し多い) ・公用語:スペイン語

北にはアタカマ砂漠という世界一乾燥した砂漠があり、南には氷河のあるパタゴニアがある。モアイで有名なイースター島(ラパ・ヌイ)もチリにある。

## 仕事や暮らしについて

楊氏(以下、「楊」.):地域おこし協力隊として地域のPR活動やイベント運営等を行っています。加美町には5人の地域おこし協力隊がいて、私はインバウンド観光について担当しています。「ナマイキTV」の取材を受けて、加美町のわさびをPRしました。他にも切込焼の陶芸コースの紹介やSNS等で魚取沼のテツギョ、雪下ろし等を紹介しています。知らないでPRできないと思うので、何でも体験させてもらっています。台湾では雪は高い山でしか降らないので、加美町に来てすごいと思いました。他にも地域おこし協力隊は、地元の方との交流もミッションのひとつなので、町民向けに台湾の理解講座を行っています。台湾では家庭の味の台湾カステラを「やくらい薬師の湯」の「カフェぐらん」で開発して商品化しました。



よう さいよう  
楊 采容

### 加美町地域おこし協力隊

1994年生まれ台湾台北市出身。台湾東海大学農学部動物科学学科卒業後、一般企業に就職。その後、2018年4月から仙台国際日本語学校に留学。2020年5月より観光(インバウンド)の振興担当として加美町地域おこし協力隊に就任し現在に至る。

ティ氏(以下「テ」.):技能実習生として、旭興業株式会社で、資格を取り、道路の舗装工事などを行っています。旭興業には、6人の技能実習生が居ます。他の会社の実習生も一緒に実習生同士で誕生日会をしたり、ベトナム料理を作ったりしています。実習をしながら、日本語の勉強をして、日本語能力試験のN2に合格しました。次はN1を目指しています。休みの日は、チームを作って他の会社の人たちとサッカーをしたり、アームレスリングの練習をしたりしています。



グエン・ヴァン・ティ

### 旭興業株式会社 技能実習生

1988年生まれベトナム社会主義共和国ゲアン省ナムダン県出身。2011年から2016年までアフリカのアンゴラ共和国で建設作業に従事。2018年より旭興業(株)の技能実習生として勤務し、現在に至る。日本語能力試験N2に合格し、現在N1合格に向けて勉強中。

一大泉コーディネーター(以下「大」.):県内には工事現場や食品加工の工場などで実習している技能実習生がたくさんいます。人と接する機会が少ない職種なので、普段私たち日本人が生活していると、技能実習生の存在にあまり気づかないのですが、私たちの暮らしを支

えていることを覚えておいていただきたいと思います。日常生活もエンジョイしていることを知っていただきたいですね。



### 【ティさんの職場の方のお話】

- ・まじめで責任感も強く日本語能力も高いので、全幅の信頼を置いています。
- ・他の会社の日本人との打合せもお任せできるくらい信頼しています。

今藤氏(以下、「今」.):加美町国際交流協会は、2014年8月に設立しました。現在会員は30名です。3年連続で行われた、町づくりを学ぶ町民向けドイツ研修視察をきっかけに協会を立ち上げました。活動は海外料理教室、イングリッシュキャンプ、音楽と舞踏の祭典などでしたが、交流事業にシフトして、町内在住の外国人を知り仲良くなってつながりを持つことを目標に「異文化交流を楽しむ会」を開催しました。各町内の企業に多言語版の案内チラシを配布して、企業や町民の方80人以上の方々に参加していただきました。加美町に住んでいる外国人の方々は色々な特技を持っていますので、交流をもっと広げられるように新しい年度の事業に取り組んでいきたいと思っています。

一大:会員の方々が、本当に熱心に活動していらっしゃる、みなさんが会のためにそれぞれに意見を出し合って話し合う姿勢がとても素晴らしいなと思っています。役場の方も、国際交流協会の活動の意義というのをしっかり理解されて、必要なサポートをし、国際交流協会の方も役場の方をすごく信頼していて、両者が車の両輪の輪のようになって、この地域のために活動していらっしゃるという印象を強く持っています。

## 加美町のいいところ

カタリーナ氏(以下「カ」.):出身のサンティアゴとは全く違うところ。とても自然豊かで、空気が美味しいです。そして町の人が優しい。私が「これやりたい!」と言うと、必ず「応援します」と、声を掛けてくれます。広報誌にも記事を掲載しているので、それを読んでくれた方々が「カタリーナさんですか?」と優しく声を掛けてくれます。去年、コロナでお盆祭りが中止となってその代わりにライトアップイベントが開催されました。町の人からイベントを紹介してもらって、着物のお店できれいな着物を貸してくれました。こうした体験もとても嬉しかったです。楊さんも着物着ましたよね。

楊:はい。本当に町の人は優しくしてくれます。私も大体カタリーナさんと同じですが、自然もいいし、そして人も優しいです。日本で初めての就職が加美町で、色々心配事や悩みもありました。加美町に来たばかりの頃、まだ加美町について何も知らないで、町内のお店に行って話しかけてみました。とても緊張して失敗もありましたが、自己紹介してお話したら、美味しいお店などを親切に紹介してくれました。職場でも、食事大丈夫ですか?と気遣ってくれたり、風邪を引いたら病院を紹介してくれたり、何でも教えてくれます。私のことをとても心配してくれて、加美町に来る前の悩みがもう無いです。

一大:カタリーナさんから、提案したことは色々手伝ってくれて実現していけるということでしたが、楊さんはいかがですか?

楊:できることよってかなと思います。辛抱強く聞いてくれて、何も知らない外国人に対して面倒くさからず時間に掛けて教えてくれることはとてもありがたいです。

一大:役場の方は、楊さんに体験してもらえる



## PANEL DISCUSSION

ように色々なところへ連れ出しているようですが、どう思いますか?

楊:他の人に紹介するには、自分が体験しないといけないと思っています。ちょっと残念なのですが、加美町に来てからコロナでお祭りが中止になって、虎舞は一度も体験したことがないんです。例えば、観光パンフレットなども翻訳して、どういうことか知っていて紹介もできますが、雰囲気や想いは体験しないと伝えられないと思っています。もっと知りたいので、難しいことでもやりたいです。



### 【楊さんの職場の方のお話】

- ・親しみを込めて「楊ちゃん」と呼んでいます。
- ・明るくて、どこでもとけこめる人で、ひょうきんという言葉がとてとびったり。今はSNSでの情報発信を中心にしていますが、本当は対「ひと」との仕事で強みを発揮する方なので、コロナ収束後は、もっと楊ちゃんの力を引き出して一緒に仕事していきたいです。

テ:近くにきれいな薬菜山があります。あと、鳴瀬川の水もきれいで、豊かな町だと思います。周りもいい人がたくさんいます。それから、スパーに勤めている人と友達になって、安売りの時や今日はいいものがあるよ、といったことを教えてもらったことがあります。ほかにも野菜やキャベツもいただいたりもします。

一大:楊さん、カタリーナさんはどうですか？

楊:役場の人や地域の人から「お米食べますか？ありますか？」と、新鮮な野菜や果物をいただきました。

カ:先週、宮崎に住んでいる方から梅ジャムをいただきました。毎年同じ人からいただいていて、楽しみにしています。

一大:すごいですね。野菜をもらったりスパーの割引情報を教えてもらったりと、優しい人がそろっている加美町ですが、今藤さん、先輩町民としてどのようにお考えでしょうか？

今:普段町民として、私たちが当たり前だと思っていたことが本当に素晴らしいものなのだと、

## 加美町が外国人にとって もっと住みやすい町になるために

一大:では、もっと加美町が外国人にとって住みやすい町になるためには、どうしたらいいでしょうか。

テ:交通手段ですね。バスがほぼありませんが、30分おきに来てほしいです。

一大:ティさん、一回自転車で古川まで買い物に行ったことがあるそうですね。

テ:大変でした。それから、筋トレをやりたいのですが、公園に筋トレ道具、例えば、懸垂棒とかがあればいいと思います。

一大:もしかしたら、そこから交流の輪が広がるかもしれませんね。

カ:外国人と地域の方が気軽に交流できるスペースや機会を作りたいです。町の色々な方とお話して、町の商店街で外国人の方が自転車で走っているのを見かけるけれど、その方々

どうしたらつながることができるかという話を何度も聞きます。去年開催した写真展でもゲストブックに今度は実際に外国人の方と交流したいというメッセージがありました。

楊:まず、ティさんの交通手段についての提案はすごく賛成します。私もインバウンド観光のPRをすると、外国人が興味を持ってくれても、車以外の交通手段がなくて、加美町に住んでいる外国人だけでなく、旅行したい外国人にとっても不便です。地元の人にとって車を持っていることは当たり前のことなのですが、外国人にとっては負担が大

きいです。私も1年目は車がなくてどこにも行けなくて2年目に車を買いました。それから、個人的に不便なところは、お医者さんと晩御飯ですね。たまに仕事で疲れたときに晩御飯を食べられるところがないです。観光担当としては、商店街がもっと生き生きしてほしいです。

一大:もしかしたら日本人には、それはそういうものとして普段意識しないことかもしれませんが、なかなか急に解決できる問題ではないと思いますが、長期的な課題のひとつとしてとらえていただければなと思いました。今藤さんは今のお話を聞いていかがですか？

今:いつだったかカタリーナさんが、寄付を募って、加美町から鉄道を走らせたらという大胆なことをおっしゃっていたことを思い出しましたが、互いを知る場所を作ることは私も大事ではないかと思っています。例えば、一般家庭にホストファミリーになってもらうとか。町では、「かみ活」という地域活動の取り組みがあります。外国

人と日本人がと一緒になって暮らしをよくしていくパートナーになれるのではないかと思います。多言語表記を増やすことや町内に住んでいる外国人を町内会に紹介するとか。ほかにもボランティアで頑張っている方たちを表彰するなどすることで、こういう人がいるということを地域に紹介することも大事ではないかと思います。

## 多様な文化を持った人たちが社会で共生していくために必要なこと

一大:宮城県では外国人が増えてきています。日本人と外国人が助け合いながら共に暮らしていく社会になるためには、どのようなことが必要でしょうか。

カ:多文化共生というのは、外国人を支援、サポートすることではなくて、お互いの文化に興味を持つ、知ること、尊重することだと思います。社会で共存していくために何が必要かという、やはり交流できる場所、機会を作ることは大事だと思います。

テ:日本人は外国人に声をかけにくいのだと思いますが、僕たちが日本の習慣、風習に合わせて仲良くなれるかなと思います。それから相手のことを思いやること、言葉遣いに気を付けることが大切です。

一大:お互いのことを尊重する関係になるにはまず、出会って交流を深めることが大事ということですね。それから、相手を思いやる気持ちと言葉遣いが大切という指摘でしたが、お互い丁寧な言葉でわかりやすい言葉で話をするのがよい関係につながるということですね。

大泉 貴広

公益財団法人宮城県国際化協会 総括マネージャー

国内外の教育機関や公的機関で日本語教育に従事した後、1999年より(財)宮城県国際交流協会(現(公財)宮城県国際化協会)に勤務。地域日本語教育推進事業、外国籍児童生徒支援事業、技能実習生と地域との関係づくり促進事業などの企画・運営を通して本県の多文化共生推進に努めている

楊:日本では当たり前のことでも外国人にとっては「なんでそうなの？」と、意味が分からないことがあります。お互いのことをよく理解していないからそうなることも。だから、たまに交流会のようなものを企画して、お互いに理解し合って、どちらも受け入れられる良い方法を見つけるようにならないと、と思います。日本人の子どもたちも外国人が怖いかもしれません。例えば、週末に「外国人はそんなに怖くないですよ」「みんな違いますよ」ということが理解できる小さな楽しいイベントがあってもいいと思います。



## 地域を支える 外国人と考える 加美町の未来

見直す必要があると感じました。薬菜山や鳴瀬川の美しさ、人の良さなど。また、3人の方が職場で一生懸命に働いていらっしゃるって、明るい人柄で正直にコミュニケーションをとっているからこそ、周りの人が放っておかない存在なのだと思います。



今藤 紀雄

加美町国際交流協会(KIFA) 会長

1951年加美町(旧宮崎町)生まれ。東北学院大学文学部英文学科卒業後、宮城県小学校講師、中学校教諭、高校教諭、仙台市教育センター指導主事、宮城県教育研修センター指導主事を経て、宮城県小・中学校長を務め、県立高校校長を定年退職。現在は東北学院大学非常勤講師として勤務。

一大:当たり前だと思っていた加美町の良さというのを改めて気づかせてくれる方々というお話がありました。

今:体験を共有することを通して色々な心構えができるのではないかと思います。そこには4つの態度、①相手の立場に立って痛みを感じる共感するという態度、②自分を第三者として客観的にみる態度、③差別や偏見を持たない姿勢・態度、④異なった文化に対する寛容さ、まず受け入れるという態度が重要です。3人とも好奇心が旺盛で、色々な文化を受け入れる力を持っています。ぜひこのような態度や姿勢が私たちの中にも生まれるような機会をこれから作っていく必要があるのではないかと考えています。

## これから取り組みたいこと 将来の夢

カ:私は任期があと7か月しかないのですが、外国人と地域の方が交流できるスペースづくりやイベントを企画したいと思っています。それから、母国のサンティアゴ大学と関係を作りたいと考えています。

楊:地域おこし協力隊として残り1年ほど任期が

ありますが、観光担当として、できれば一度でもいいので、外国人に加美町をガイドしたいです。私が知っている加美町の面白い、良いところを伝えて外国人との架け橋になりたいと思います。それから、面白い方言をもっと知りたいです。加美町に来る前、仙台で日本語を勉強しましたが、加美町に就職して1日目に「楊さん、おみょうぬづ」と言われて、「どうしよう、今は日本語?」となりました。方言は、外国人、特に日本語学習者にとって面白いので、出会ったら色々な方言を教えてください。今「ちょべっと」しか分からないので、お願いします(笑)

一大:(聴衆へ)先生役になれる人、たくさんいらっしゃると思っていますので、ぜひ教えてあげてください。

テ:母国ベトナムの日本の会社で働きたいです。

一大:ぜひ実現していただきたいと思っています。

今:協会としては、これからも外国人にも町民にも楽しめるイベントを企画していきたいと思えます。目標は「仲間になること」「新しい友達をつくること」ということで、自分たちの文化や生活を紹介し合う取り組みができるのではと考えています。



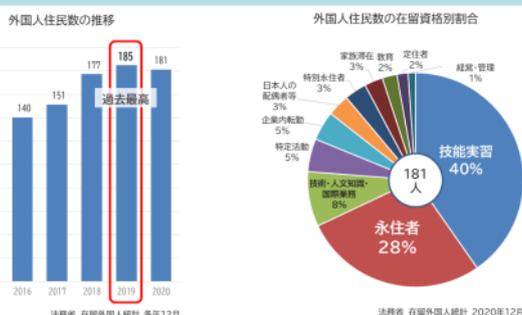
## まとめ

一大:今日のシンポジウム全体としては「地域の未来」という、とても大きなテーマが掲げられていますが、未来というのはいわば日々の積み重ねだと思います。ここ加美町では色々な人たちが支え合う「多文化共生の地域づくり」においては、良い毎日の積み重ねが出来ていると強く感じました。ご登壇いただいた3人の外国人の方々は、それぞれの役割を果たして社会に貢献をしています。そして、それをしっかりと支えてくださっている人たちもいる。会社の人たち、役場の人たち、国際交流協会の人たち、それからそれ以外にも地域でさりげなく温かな手を差し伸べている方もいらっしゃるということも、とても印象的でした。この地域では、既に外国の方とそれを受け入れる側のとても良い関係が出来ているので、これをずっと続けていただいで、多文化共生の地域づくりに取り組んでいただきたいと思えます。そして、今日のように外国人の話、外国人に日々接している方々のお話に耳を傾けて、「今以上にこの地域を良くする為に出来ることはなんだろう」ということも引き続き考えていければと思います。

### 宮城県内の在留外国人数の推移



### 加美町の現状



## 講評 加美町長 猪股洋文

パネリストの皆様から町の印象と提案をお聞きし、町の人々の良さを評価していただいたことをうれしく思います。気軽に町の方と外国人が集い、語り合う場、機会について、今後実現していきたいと思っています。

加美町はパラリンピックの際に、「共生社会ホストタウン」に登録されました。町が目指すのは、まさにインクルーシブな、排除しない、様々な文化を持った人たちがともに支え合い暮らしていける町です。町としては、来年以降も地域おこし協力隊員として外国の方を受け入れたいと考えています。また、来年4月から中新田高校が全国募集のモデル校になりました。高校の魅力を高めるためにカヌーを強化することとし、来年はカヌー強豪国のハンガリーからコーチを招聘するため国に申請しているところです。ハンガリーのコーチから中新田高校の生徒だけでなく、中学生さらには小さな子どもまで学べるような体制を整えていきたいと考えています。子どもたちはカヌー以外にも、文化や言語も学ぶことができるだろうと楽しみにしています。また民間レベルでも、町内で技能実習生を受け入れる組合の設立に向けた取組も行われていると聞いています。

さまざま機会を通じて、加美町の皆さんと様々な文化を持つ人たちが互いに支え合い、心豊かに暮らせる町を作っていきたいと思っています。



## 第2部 交流会 中新田火伏の虎舞保存会 演舞披露、虎舞体験

第2部の交流会では、中新田火伏の虎舞保存会による演舞披露及び虎舞の体験が行われました。体験では、地域の技能実習生が参加し、太鼓や虎舞の踊り方などを体験し交流しました。体験者からは「中腰で踊り続けるのは大変」「母国にも似たような祭りがある」などの話がありました。



宮城県・宮城県人権啓発活動ネットワーク協議会 <みんなの人権110番>0570-003-110

※この資料は、法務省の人権啓発活動地方委託費を活用して作成しております。

宮城県 経済商工観光部 国際政策課 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1

電話 022-211-2972 / E-mail kokusaik@pref.miyagi.lg.jp / URL http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ftp-kokusaik/

人権イメージキャラクター  
人KENまもる君



## 外国人雇用サポートデスク

外国人材の受入れを希望する県内事業所の皆様のご相談をお受けします。

### ご相談の内容

**無料の面接相談です。**

- 入管法の説明、外国人の採用にあたっての留意点など、外国人雇用に関する一般的な相談
- 外国人を雇用するにあたっての手続きに関する一般的な相談

※ご相談の内容によって、他の相談機関等をご案内することがあります。

### 相談までの流れ

#### (1) 相談のお申込み

ご利用者は**サポートデスク「秋田県行政書士会」**に  
F A X又は電話でお申込みをお願いします。

**FAX : 018-865-3771**

**電話 : 018-864-3098** [平日9:00-17:00]  
※8/12~16、12/29~1/3の期間を除く。

※できるだけ、F A X（裏面「相談申込書」の送信）によりお申し込みください。

#### (2) 相談対応する行政書士の選定

秋田県行政書士会は、相談のお申込をされた事業所の所在地や  
相談概要を考慮し、相談に対応する行政書士を選定します。

#### (3) 相談日時・場所の決定

秋田県行政書士会から相談申込者に連絡し、相談申込者のご希望をお伺いしながら相談日時・場所を決定します。

※R4年4月版

※「秋田県外国人雇用サポートデスク」は、秋田県行政書士会が、秋田県からの委託を受けて運営する相談窓口です。（委託元：秋田県産業労働部雇用労働政策課）

(秋田県行政書士会宛て)

**FAX:018-865-3771**

## 秋田県外国人雇用サポートデスク 相談申込書

以下の記入欄に御記入の上、上記のFAX番号までお送りください。

申込を受付後、下記で御記入いただいた「連絡先電話番号」に担当者がお電話します。

ふりがな	
事業所名	
業種	
事業所所在地	
ふりがな	
相談者氏名	
連絡先電話番号	(        )        -
相談内容	

※ 御提出いただいた企業情報や相談内容は、法令に定めのある場合や相談者が同意された場合を除き、目的外利用することや、第三者に提供することはありません。

# 山形県外国人総合相談 ワンストップセンター

## 企業向け外国人相談窓口

相談無料・秘密厳守 行政書士会と連携の上対応

「外国人材を受け入れたいが  
どうすればいいか…」



- 外国人を雇用する際の手続き
- 在留資格の取得手続き
- 外国人留学生の採用手続き
- 外国人技能実習生の受け入れ手続き
- 日本での生活、日本語の学習
- 外国人からの相談、苦情への対応等

電話・面談・メール・FAXによる相談をお受けします。  
※企業向け外国人相談は、裏面の申込書でも相談を受付けています。

相談日 ▶ 火曜日～金曜日 10:00～16:00  
相談会 ▶ 毎月第2水曜日 13:00～16:00  
【行政書士が対応します。(事前の予約が必要)】

TEL 023-645-7600 FAX 023-646-8860  
Mail kigyosodan@airyamagata.org

### 外国人相談窓口 (多言語対応) TEL 023-646-8861

日常のちょっとした困り事や様々な問題について、外国語で相談できます。

言語	相談日	相談時間
日本語・英語	火曜日～土曜日	10:00～17:00
中国語	火曜日・金曜日	
ポルトガル語	水曜日	10:00～14:00
韓国語・朝鮮語	木曜日・土曜日	
タガログ語	金曜日	
ベトナム語	第2・第4土曜日	

### (公財) 山形県国際交流協会

〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル2階 TEL 023-647-2560(代)  
Mail info@airyamagata.org <https://www.airyamagata.org/>



送付先：山形県国際交流協会 行

Mail: kigyosodan@airyamagata.org  
FAX: 023-646-8860

## 山形県外国人総合相談ワンストップセンター相談申込書

以下の  太枠内の記入欄にご記入の上、上記の FAX 番号までお送りください。  
申込を受付後、下記でご記入いただいた「連絡先」宛てに担当者がお電話します。

記入日	年 月 日
ふりがな	
事業所名	
業 種	
従業員数	
事業所住所	
ふりがな	
担当者名	
連絡先 メール・電話	Mail : TEL :
相談内容	
外国人総合相談ワンストップセンター受理日 ( 年 月 日 )	
窓口での 対応内容	
専門相談（山形県行政書士会）受理日 ( 年 月 日 )	
相談日	年 月 日
相談方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 面談 ( ) <input type="checkbox"/> 訪問 ( )
対応内容	
報告日	年 月 日

※ ご提出いただいた企業情報や相談内容は、法令の定めのある場合や御社が同意されている場合を除き、目的外利用をすることや、第三者に提供することはありません。

2022年7月1日

東北地区地域協議会 御中

公益財団法人 国際人材協力機構

## 技能実習制度及び地域協議会に関する意見提出

当機構は、監理団体、実習実施者に対して、技能実習生の受入れの相談、申請書類の書き方の助言等、総合的な支援を行っている公益法人です。当機構が各種支援を行う中で、技能実習制度及び地域協議会構成員各位に対する各種意見・要望が監理団体等から寄せられておりますので、それらを踏まえ、当機構の意見として提出します。

## 1. 外国人技能実習機構（OTIT）関連

## (1) 受検支援に関して

受検手続支援サイトについて、登録期限が早すぎて試験実施機関との調整の中で変更が生じやすいこと、様式が複雑であることなどにより使い勝手が悪いことや、受検の可否の結果通知が遅くなっているとの声があるため、その改善をお願いしたい。

## (2) その他制度運営に関して

- ① 運用要領の一部改正及び「よくあるご質問」の改訂があった場合については、その都度、外国人技能実習機構のホームページの「お知らせ欄」にも掲載し、制度利用者に周知いただくようお願いしたい。
- ② 技能実習計画の認定等に際し、従前認められていた作業が認められなくなるなど納得できないものがあるとの声があるため、改善をお願いしたい。
- ③ 手数料振込について、用紙の提供方法の改善や振込先金融機関の追加を求める声があるので、対処をお願いしたい。

## 2. 厚生労働省関連

## (1) 技能検定等の受検体制関連について

技能検定等の受検に関して、監理団体等から実習現場で困難を来しているとして、次のような声が寄せられている。

こうした状況を踏まえ、技能実習生の受検機会拡大等のため、各試験実施機関の実態にも配意しつつ、行政として技能検定試験・技能実習評価試験の体制構築をお願いしたい。

- ① 技能検定委員等の確保について、自前での手配に苦慮するなど、困難を来している（とび職種、寝具製作職種、プラスチック成形職種等）。
- ② 受検場所の確保について、技能検定職種の場合自県では随時2級試験が実施されないことや、技能評価職種の場合も他県への派遣型試験が円滑に実施されないこと等により、受検地が他県の遠隔地になるなど、困難を来している（建設機械施工職種、水産練り製品製造職種、工業包装職種等）。
- ③ 実技試験の際使用する機械設備・器具等について、現在使われていない旧式のものとなっていたり、試験の規格に合う機械を所有する企業が少ないなど、苦慮している（建設機械施工職種、機械加工職種、プラスチック成形職種等）。
- ④ 受検事務関係について、各都道府県職業能力開発協会・試験実施機関の日程設定・調整が遅いこと、試験結果の決定が遅いこと、各都道府県職業能力開発協会により受検手続き等が異なることなど、苦慮している。また、受検手続支援サイトへ入力したデータの流用による各都道府県職業能力開発協会への受検申請手続きの簡素化をして欲しい。
- ⑤ 試験内容については、難易度が高すぎたり（建設関係職種、水産加工食品製造業職種、溶接職種等）、試験内容と実際の作業にずれがあり（耕種農業職種、建設関係職種、家具製作職種等）、苦慮している。技能実習生向けの試験内容及び試験制度になるよう見直しをして欲しい。
- ⑥ 過去問等の教材について、過去問の開示が少ないことや、テキストの母国語版がないことなど、不十分である（耕種農業職種、水産加工食品製造業職種、機械加工職種等）。
- ⑦ 受検料が材料費等も含め高いことに不満を持っている（防水施工職種、座席シート縫製職種、溶接職種等）。

## (2) その他制度運用について

業務従事や受検に必要となる安全衛生技能講習を近隣地域で受講することが困難であるという声があるため、受講機会の拡大をお願いしたい。

※公開の可否：公開可

以上

# 製造業における 特定技能外国人材の受入れについて (素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業) (抜粋版)

2022年5月

経済産業省

詳細は以下のホームページよりご覧いただけます

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/gaikokujinzai/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html)

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

**特定産業分野**：介護，ビルクリーニング，素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業  
(12分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業  
(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

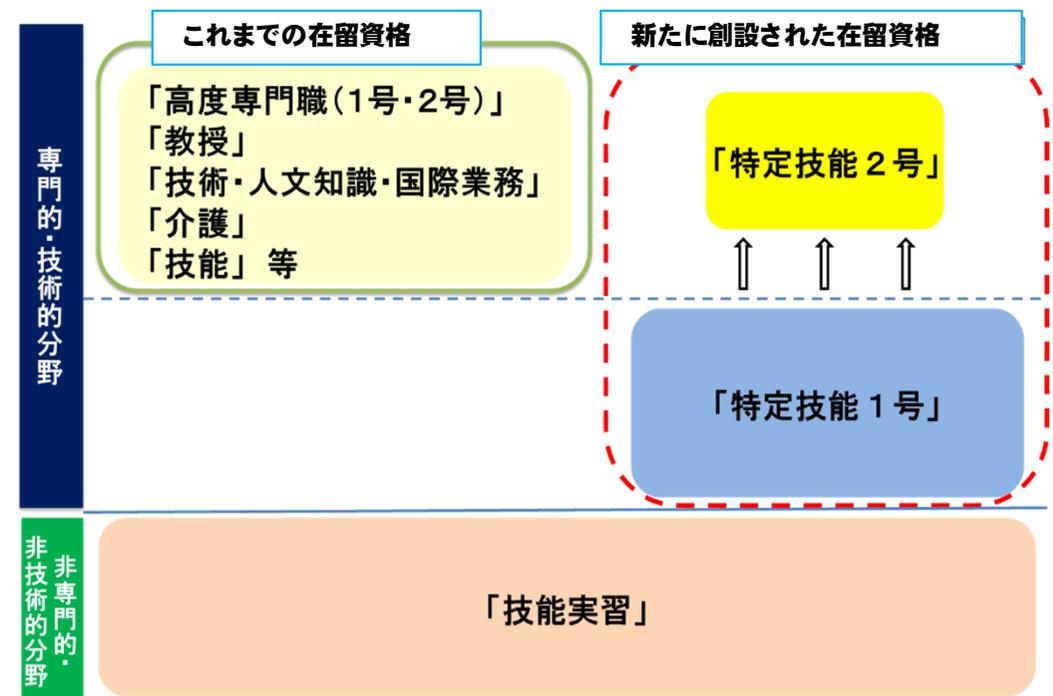
## 特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

## 特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年，1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者，子）**
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

## 【就労が認められる在留資格の技能水準】



# 特定技能外国人材制度の概要（製造業分野）

分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項		
	見込数 (5年間の最大数)	技能試験	日本語試験	特定技能外国人材が従事できる業務	受入れ機関等へ特に課す条件等	雇用形態
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	31,450人	<b>製造分野 特定技能1号 評価試験</b>	①国際交流基金日本語基礎テスト もしくは ②日本語能力試験(N4以上)	鑄造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装 全19区分	<b>「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」</b> に参加し、情報の把握・分析等に協力すること等	直接

(※) 技能実習2号を良好に修了した者については、必要な技能と日本語能力の各水準を満たしているものとして、技能試験及び日本語能力試験が免除となります。【政府基本方針】

# 製造業分野における受入れ可能な事業所の日本標準産業分類

\* 製造3分野において対象となっていた日本標準産業分類の範囲と同じ

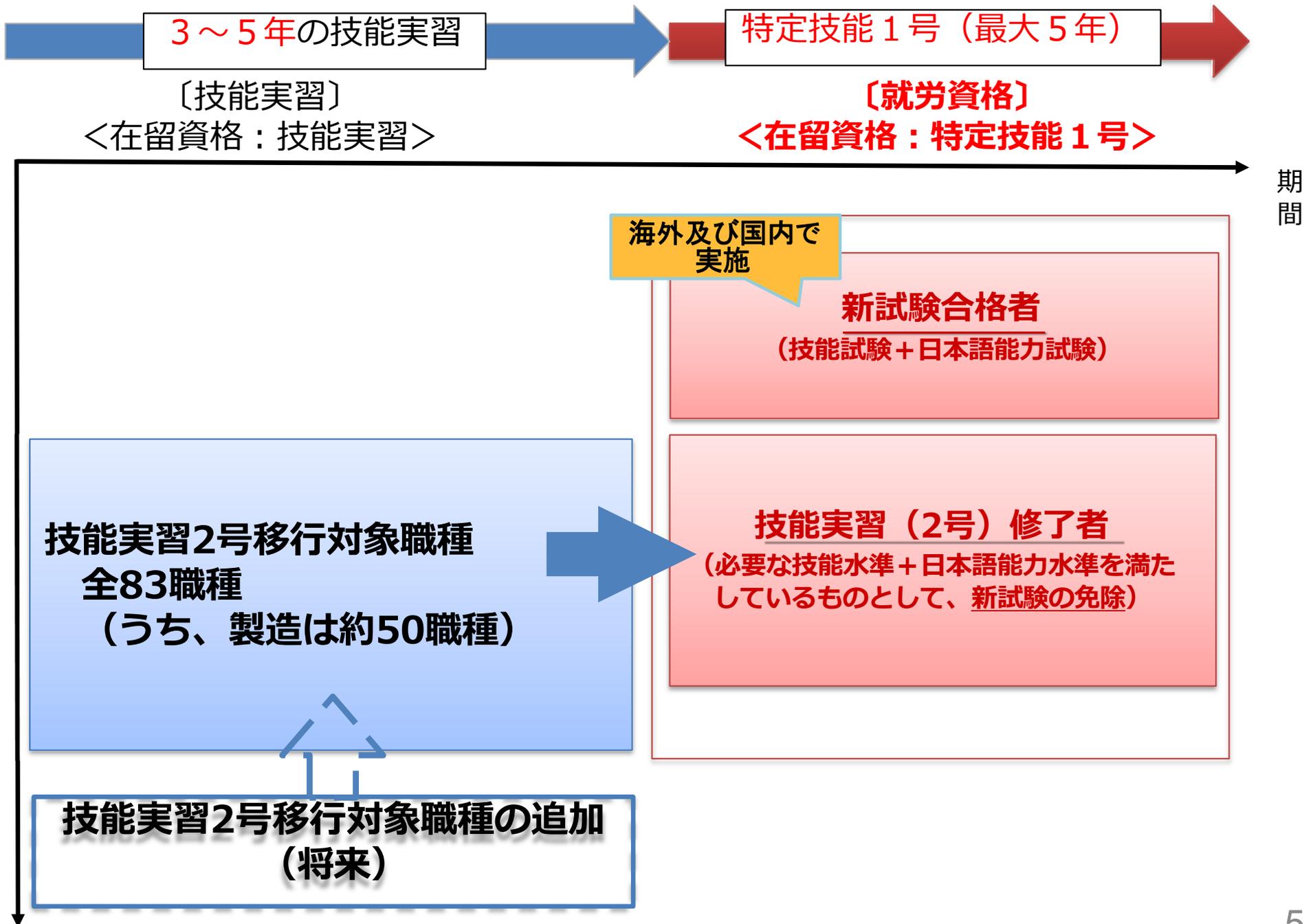
2194	鋳型製造業（中子を含む）	2422	機械刃物製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
225	鉄素形材製造業	248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	29	電気機械器具製造業（ただし、2922内燃機関電装品製造業及び2929その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）を除く）
235	非鉄金属素形材製造業	25	はん用機械器具製造業（ただし、2534工業窯炉製造業、2591消火器具・消火装置製造業及び2592弁・同附属品製造業を除く）		
2424	作業工具製造業	26	生産用機械器具製造業（ただし、2651鑄造装置製造業、2691金属用金型・同部分品・附属品製造業及び2692非金属用金型・同部分品・附属品製造業を除く）	30	情報通信機械器具製造業
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）				
245	金属素形材製品製造業	270	管理、補助的経済活動を行う事業所（27業務用機械器具製造業）		
2465	金属熱処理業	271	事務用機械器具製造業		
2534	工業窯炉製造業	272	サービス用・娯楽用機械器具製造業		
2592	弁・同附属品製造業	273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業		
2651	鑄造装置製造業	275	光学機械器具・レンズ製造業		
2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業				
2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業				
2929	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）				
3295	工業用模型製造業				

事業者の業種判断の詳細は「ガイドライン」を参照ください

(参考1) 特定技能外国人受入れに関する運用要領及び特定分野に係る要領別冊（[告示に関するガイドライン](https://www.moj.go.jp/isa/content/930004946.pdf)）（法務省）  
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004946.pdf>

(参考2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）（大分類 E 製造業）（総務省）  
[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\\_03000044.html#](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html#)

# 技能実習制度と特定技能外国人材制度（製造業）



# 製造業分野における相談窓口について

## ● 中小企業向け製造業特定技能外国人材制度相談窓口

電話：03-6838-0058

メールアドレス：[seizou\\_tokuteiginou@injestar.co.jp](mailto:seizou_tokuteiginou@injestar.co.jp)

対応日時 平日10時00分～17時30分（土・日・祝日・年末年始を除く）

※対面窓口及びオンライン窓口での相談も可能 **\*事前予約制**

## ● 特定技能外国人向け相談窓口 多言語コールセンター

電話：050-2018-6773

★日本語・英語・中国語・ベトナム語・インドネシア語・タイ語に対応

対応日時 平日10時00分～17時30分（土・日・祝日・年末年始を除く）

※対面窓口及びオンライン窓口での相談も可能 **\*事前予約制**

・対面窓口、及びオンライン窓口では、電話回線に通訳が入り、言語サポートを行います。

**相談窓口の詳細は、以下のURL（経済産業省HP）からご確認ください。**

[https://www.meti.go.jp//policy/mono\\_info\\_service/gaikokujinzai/contact\\_list.html](https://www.meti.go.jp//policy/mono_info_service/gaikokujinzai/contact_list.html)

